水産養殖管理協議会および海洋管理協議会

ASC-MSC 海藻（藻類）規準

第 1.0 版、2017 年 11 月 22 日

著作権について

水産養殖管理協議会（ASC）および海洋管理協議会（MSC）によって作成された「ASC-MSC 海藻（藻類）規準」は、クリエイティブコモンズライセンスを所有する（Creative Commons Attribution-NoDerivs 3.0 Unported Licence 2017）。

本規準の正式言語は英語である。最終版は www.asc-aqua.org/seaweed-standard において維持されている。複製、版番号、翻訳版において相違がある場合は、英語の最終版を参照することで解決しなければならない。

ASC および MSC は、本規準の内容のすべてまたは一部についていかなる形態での改変も禁止する。

Email: seaweedstandard@msc.org
メールアドレス: seaweedstandard@msc.org

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

版履歴

版番号	日付	改訂内容
第 1.0 版	2017 年 11 月 22 日	審査機関によって適用されるために発行された初版。

規準の作成背景

水産養殖管理協議会（ASC）および海洋管理協議会（MSC）は、独立した非営利組織であり、持続可能で責任ある海産物のための世界で最も信頼でき、科学に基づいた標準として国際的に認識されている。ASC は責任ある養殖のための規準を定め、MSC は、天然海産物の持続可能な漁獲・採取のための規準を定めている。ASC と MSC は、世界の海産物供給が持続可能で責任ある管理がされ、信頼できるサプライチェーンによって支持されるべきであるという共通する立場およびビジョンを持つ。

本規準を作成する上での ASC と MSC の共同ビジョンは、環境的に持続可能で社会的に責任ある海産物の漁獲・採取および養殖を、認証という形で認め、評価することで世界の水界生態系の健全性に貢献することである。

認定された審査機関（CAB）による独立した第三者認証

持続可能な藻類の養殖および天然資源採取のための科学と測定基準に基づいた ASC-MSC 海藻（藻類）規準（以後「規準」または「本規準」）は、信頼できる独立した第三者評価プロセスを用いて持続可能性を裏付けるための手段を提供する。つまり、持続可能かつ責任ある藻類の養殖および天然資源採取が、市場で認識され、評価されるようになり、消費者に対してその藻類（または藻類由来の副産物）が適切に管理された持続可能な供給源から来ていることを保証できる。認証された採取および養殖活動には、社会と環境の両側面から責任あり、持続可能な資源を用いることを求める組織的および運用面での枠組みが組み込まれている。

規準作成プロセス

ASC と MSC は、持続可能で責任ある海藻生産者を単一の認証制度の下で認証するための共通規準を作成した。国際社会環境認定表示連合（ISEAL）の規準作成規範に従い、規準は一般参加型プロセスを経て作成された。ASC と MSC の技術諮問グループ、評議員会、海藻業界および非政府組織関係者の代表から構成される共同ガバナンス体である海藻規準委員会が設立され、規準の作成を導いた。強固で信頼できるプロセスを保証するための共通手順が作成された。注目すべき点として利害関係者によるワークショップがインドネシア、日本、中国で開催された。60 日間のオンラインコンサルテーションが 2 度開催され、規準草案と関連評価プロセスについての意見が募集された。また、オンラインセミナーや地域の海藻業界およびその他の利害関係者との会合も開かれた。研究者による詳細かつ専門的なインプットも行なわれ、ロンドンでは審査機関によるワークショップも開催された

規準の履行

海藻（藻類）規準 第 1.0 版および、海藻（藻類）認証および認定要求事項 第 1.0 版は、ASC 監査委員会および MSC 評議員会によって 2017 年 7 月、8 月に承認された。規準は 2017 年 11 月 22 日に公開され、発効日は 2018 年 3 月 1 日である。規準に基づく審査を希望する海藻生産者は、2018 年 3 月 1 日以降に申請するか、ASC-MSC による承認に基づき、発効日前に申請をすることができる。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

規準の見直し

規準は発効日から 12 ヶ月後に見直され、プログラムの実施評価および計画されているプログラム改善点の反映を行う。認証取得者は、再認証時（初回の認証から 3 年後）に、最新版の規準に適合することが求められる。

その後の規準の見直しは、ISEAL の規準作成規範に基づき、規準が、その目的を満たすために効果的かつ妥当であることを保証するために少なくとも 5 年おきに行なわれる。

ASC-MSC は、規準と、認証および認定要求事項に関するコメントをいつでも歓迎する。コメントは次回の見直しプロセスで反映される。コメントはメールで次のアドレスに送ること。
seaweedstandard@msc.org

本文書の概要

本文書は以下によって構成されている：

a. 5 つの原則からなる ASC-MSC 海藻（藻類）規準。

b. ASC-MSC 海藻（藻類）規準のガイダンス。

ガイダンス

ガイダンスは、審査機関による規準の解釈を手助けするために作成された。ガイダンス内に見出しと番号がある場合は、規準のそれと一致しているが、ガイダンス内の番号には分かりやすくするために頭に G を付けている。

大見出しの主題に関係するガイダンス、または特定の条項の内容に関係するガイダンスがある場合は、■ アイコンがタイトルまたは項目の最後にあり、これをクリックすると関連するガイダンスに移動することができる。

ガイダンス内では、▲ アイコンをクリックすると、規準の対応セクションまたは条項に戻ることができる。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

目次

著作権について ii

版履歴 iii

規準の作成背景 iii

認定された審査機関（CAB）による独立した第三者認証 iii

規準作成プロセス iii

規準の履行 iii

規準の見直し iv

本文書の概要 iv

目次 v

ASC-MSC 用語 – 規範文書 7

1 天然採取および養殖の認証 13

2 適用範囲 14

3 審査単位および認証単位◙ 15

審査単位 15

認証単位（UoC） 15

規模および累積影響 15

4 グループおよびマルチサイト審査 [1] ◙ 16

5 トレーサビリティ ◙ 16

6 審査ツリー 17

審査ツリー構造 17

海藻生産カテゴリー ◙ 18

採点および条件 20

データ不足 UoA 向けのリスクに基づく方法の使用 21

7 原則 1：持続可能な天然海藻資源 23

原則 1 の全般的要求事項◙ 24

資源状態（PI 1.1） ◙ 24

採取方策（PI 1.2） ◙ 24

天然資源への遺伝的影響（PI 1.3） ◙ 26

8 原則 2 ：環境への影響 27

原則 2 の全般的要求事項 ◙ 28

原則 2 用語 28

生息域（PI 2.1） ◙ 30

生態系の構造と機能（PI 2.2） ◙ 32

絶滅危惧・保護種（PI 2.3） 32

その他の種（PI 2.4） 34

廃棄物管理および汚染防止（PI 2.5）◙ 36

有害生物および病気の管理（PI 2.6）◙ 37

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

エネルギー効率（PI 2.7）◙ 37
移植・移動（PI 2.8）◙ 38
外来種の移入（PI 2.9）◙ 38
9 原則 3：効果的な管理 39
原則 3 の全般的要求事項◙ 39
原則 3 用語 39
法的および/または慣習的枠組み（PI 3.1）◙ 39
意思決定プロセス（PI 3.2） 41
遵守および施行（PI 3.3） 43
10 原則 4：社会的責任 ◙ 44
児童労働（PI 4.1）◙ 45
強制、債務もしくは賦役労働（PI 4.2）◙ 45
差別（PI 4.3）◙ 46
健康、安全および保険（PI 4.4）◙ 47
公正かつ適正な賃金（PI 4.5）◙ 49
結社の自由と団体交渉（PI 4.6）◙ 49
懲罰行為（PI 4.7）◙ 50
労働時間（PI 4.8）◙ 51
環境および社会教育研修（PI 4.9） 51
11 原則 5：地域社会との関係と相互作用 ◙ 53
原則 5 の全般的要求事項 54
地域社会への影響（PI 5.1）◙ 54
対立の解決（PI 5.2）◙ 55
先住民族の権利（PI 5.3）◙ 56
生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向（PI 5.4）◙ 58
重要な装備の識別および回収（PI 5.5） 59
騒音、光害、悪臭（PI 5.6） 59
放棄された生産区域（生産者）または水上・水中の構造の撤去（PI 5.7）◙ 61
ASC-MSC 海藻規準 – *ガイダンス* ..... Error! Bookmark not defined.
参照 Error! Bookmark not defined.

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

ASC-MSC 用語 - 規範文書

以下の用語は、本規準と認証および認定要求事項で使用されている概念、用語、語句および略称を定義している。

用語	定義
虐待	言葉の暴力、孤立化、性的もしくは人種的なハラスメント、身体的な脅迫もしくは脅威を含む意図的な権力の乱用。
水産養殖事業	水生生物の養殖を目的とする商業事業。
外来種	過去または現在の自然分布の外から導入された種、亜種または下位分類群であり、生存し繁殖する可能性があるそれらの一部、配偶子、種、卵または珠芽を含む。
基本的なニーズを満たす賃金	生活賃金を参照。
浜にうち上げられた海藻	浜または海外線のその他の場所に打ち上げられたか、放り上げられた海藻で、浜の前でまだ水の中を漂っているが、すぐに浜に打ち上げられるであろうものを含む。
債務労働者	雇用者から過度に高い金利等の不当な条件で融資を受け、その返済のために働いている労働者を指す。
CAB	審査機関を参照。
CBD	生物多様性条約
認証	第三者により、製品、プロセス、またはサービスが特定の要求事項に適合していることを証明する文書または同等の保証によって付与する手順。
児童	15 歳未満の者。労働が認められる、もしくは義務教育の過程を終える最低年齢が法律によって高く規定されている場合には、より高い年齢が適用される。 ただし、途上国の最低年齢が 14 歳に規定されている場合には、ILO C138 に基づく例外に準拠し、より低い年齢が適用される。
児童労働	ILO 条約第 138 条第 7 項に規定されている軽作業を除き、児童の定義で規定された年齢に満たない児童が従事する労働を指す。
CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称ワシントン条約）
団体交渉合意契約	組織（例：雇用者）または雇用グループと 1 つ以上の労働者団体との交渉で合意した労働条件が記載された契約。
地域社会	社会的なつながりと共通視点を持ち、地理的地域における集団的な取り組みに参加しているグループで、多様なメンバーからなる可能性がある。 地域住民や漁師など、資源を利用するすべてのステークホルダーを含む。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
包括的な方策	一連のモニタリング、分析、管理措置および対応からなる、完全かつ実証済みの方策。
対立	一方の当事者が他方の当事者の行動もしくは行為の不在により、正当な利益を得ることができなかったと理解している状況を指す。一方の当事者は、生産区域（生産者）の所有者または管理者で、他方の当事者は、周辺社会もしくは地域社会内のステークホルダーグループである。この規準の目的上、地域のリーダーまたは団体によって確認/支持されない限り、個人の苦情申し立ては対立に含まない。対立が生じた場合、生産者に必ずしも責任があるとは限らないものの、周辺地域の人々の正当な利益が害されないよう、相当な注意を払わなくてはならない。
審査機関	適合性審査を実施し、認定を受けることのできる機関。
コンセンサス	重要な利害関係者による実質的問題への一貫した反対がないこと，および すべての関係当事者の意見を考慮し、意見の不一致を調停させる努力の過程があることを特徴とする全体的合意。 注：コンセンサスは全員の合意を意味する必要はない。
影響空間分析（CSA）	影響空間分析（CSA）は、複数の結果と空間特性を調べるためのリスクに基づく審査枠組みおよびその半定量的なアプローチによって、審査単位が生息域に与えるリスクに対する対策を提供するツールである。各生息域（得点要素）には、それぞれの CSA スコアが割り当てられている
CSA	影響空間分析（CSA）を参照。
養殖	養殖とは、生産を促進するために、飼育プロセスに何らかの人為的介入があることを意味し、定期的な池入れ、給餌、および個人または企業による養殖水産物の所有などの方策を含むものとする。
差別	機会または処遇の平等性を破棄もしくは害する効果を与える区別、排除または優遇を指す。すべての区別、排除もしくは優遇が差別に該当するわけではない。 例えば、能力や実績ベースの昇給やボーナスそれ自体は差別ではない。 特定の少数派グループの人々に有利な差別は、一部の国では合法的である。
懲罰行為	懲罰行為は、企業の行動規範および業績が確実に順守されるためにあり、順守を怠った労働者に対する公正かつ人道的な処分を提供するものである。
相応の配慮	一般の慎重な合理的当事者が、他方当事者に害を及ぼさないために行う努力を指す。 対立を解決するプロセスは文書化され、議事録が作成される。 議事録には、議題、提起された懸念事項のリスト、解決または合意事項のリスト、誰が、いつまでに、どのような措置を講じるかのリスト、そして参加者のリストが含まれる。 地方自治体に加えて、可能であれば地域社会によって選ばれた少なくとも 1 つの市民団体もしくは慣習的組織に対して、対立解決プロセスと証拠書類を提示しなければならない。
絶滅危惧・保護種	国内法で認められている種および/もしくは生産区域（生産者）の管理当局が調印している拘束力のある国際協定のリストに載っている種。絶

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
	滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)の付属文書１。ただし、審査中の UoA の影響を受けている種が絶滅の危機に瀕していないことが実証できる場合はこの限りではない。
ETP	絶滅危惧・保護種を参照。
虚偽の見習い制度	契約に見習いや賃金の条件を定めずに、見習いの条件で労働者を雇う慣行。十分な賃金を払わないで済んだり、法律上の義務を免れたり、児童を雇うことが目的の場合は、「虚偽」の見習い制度である。
公正かつ適正な賃金	生活賃金を参照。
認証の単位となる生産区域（養殖場）の社会的影響評価	周辺地域社会、ステークホルダー（例：漁業者、地域住民、他の資源利用者）、もしくは生産区域（生産者）やその活動に接触する他のグループへの生産区域（生産者）の影響評価。評価は、本文書に含まれているガイダンスに則って行われるべきである。評価が透明性に欠けていたり、不正確であったり、または問題を解決するのに不十分であったりする場合は、p-SIA（参加型社会的影響評価）を実施するべきである。
強制もしくは賦役労働	罰則の脅威にさらされながら、あるいは借金を返済するために、自分の意思に反して提供させられるすべての労働やサービスを指す。
グループ管理本体	グループを管理し、グループの活動に対し責任を持つ人もしくはグループ。
グループメンバー	グループの一員として MSC/ASC 認証を申請、取得、維持する目的で、正式にグループに参加している、1 つ以上の生産現場を営む漁業者/養殖業者。
生息域	採取/養殖が行われる生物構造を含む化学的および生物物理学的環境。
生息域の機能	栄養相互作用、生殖、避難、摂食の仲介などを通じ、生物の行動に影響を及ぼす様々なサービスの提供。
生息域の構造	動植物、藻類コミュニティを支える物理的形成および生物相。
採取方策	モニタリング、資源評価、採取調整規則および管理行動の組み合わせ。管理手順または暗黙的な管理手順を含むこともあり、管理戦略評価によって検証される可能性がある。
採取	自然環境から海藻を収集すること。本規準では「生産区域（生産者）」という用語を用いて、天然採取のアプローチと養殖システムを両方カバーする。
危険作業	作業の本質上または状況によって、労働者の健康または安全に害を及ぼす可能性のある作業
ILO	国際労働機関
実施に成功	生産区域（生産者）が、措置や方策で求められている慣行に準拠しているという客観的な証拠があり、そうした措置によって期待される成果が生産区域（生産者）の業績に見られる。 措置もしくは方策により、評

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
	価項目が改善した証拠は必要ない。
実態	信頼性の高い証拠により、発覚した問題（原則 4 の業績評価指標の文脈における意）
ISEAL	国際社会環境認定表示連合
IUCN	国際自然保護連合
労働限定契約	定期給与の支払い、または健康と安全の保護といった法的に義務づけられた手当の提供を避けるために、正式な雇用関係を確立せずに労働者を雇用する行為。
軽作業	1）児童の健康や発達を損なう可能性のない仕事、2）登校、職業オリエンテーションまたは研修プログラムへの参加を妨げたり、学習指導の恩恵を享受する能力を減少させたりする可能性が低い仕事。
生活賃金	ISEAL の国際生活賃金連合の定義と特定の場所での 1 週間の標準労働時間に対し、労働者とその家族が適正生活水準を確保するために必要な報酬を指す。 適正生活水準の要素には、食料、水、住宅、教育、保健医療、交通、衣類、および予期せぬ出来事への備えを含むその他の必要不可欠なニーズが含まれる。
大型藻類	肉眼で見える藻類。
管理手順	所定のデータと、そのようなデータをインプットすることで漁獲可能量（TAC）の値を算出するアルゴリズムの組合せである。この組合せはシミュレーション試行を通じて不確実性はあるものの強固なパフォーマンスを示すことで示される。資源構造の不確実性に応じるために TAC を空間的に広げるなどの追加規則を含めてもよい。
管理方策評価	通常、管理手順方法と同義。一般管理方策または採取方策の試験プロセスを説明するためにしばしば用いられる。
最大持続生産量	現在の（平均）環境下で、繁殖過程に大きな影響を与えずに資源を取り続けることのできる漁獲量の理論的な最大均衡（平均値）。
してもよい	本規準においては、許可された手順。
措置	評価項目への影響を明確に管理する、もしくは、別の項目への影響を管理することで、評価項目の管理に間接的に貢献している行動またはツール。
微細藻類	微細な藻類。
最低賃金	国の法定最低賃金。
MP	管理手順を参照。
MSE	管理方策評価を参照。
MSY	最大持続生産量を参照。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
本来の分布	種の本来の地理的分布範囲（(Zaitsev, 2001)から改変）
無視してよい	取るに足らないくらい僅かな、もしくは重要でない。ささいな。
移入	人間の媒介による、現在の分布範囲外への種の移動。
過剰採取	資源が長期的に最大持続生産量を維持できる水準を超えた採取。
部分的方策	1 つ以上の措置を含むまとまりのある手だてで、成果をあげるためにそれがどのように機能するかを理解し、効果が失せた場合には、措置を変更する必要性を認識していなければならない。 特定の評価項目への影響を管理するようには立案されていない可能性がある。
参加型社会的影響評価	すべてのステークホルダーグループが、計画または進行中の生産区域（生産者）のプロジェクト（ここでは養殖場、漁業もしくは養殖場の開発）の正および負の影響およびリスク評価のプロセス、結果、成果に意見を述べることができ、そのプロセスおよび収集された情報が一般に公開されている評価を指す。これは、生産区域（生産者）の社会影響評価が必要であると判断した場合にのみ実施すべきである。
罰則	罰則は、権利および特権の喪失、または移動の制限（または身分証明書を取りあげる）など、金銭的処罰および体罰を意味する。(業績評価指標 5.2 の文脈での意)
業績評価指標	審査ツリーを使って、審査チームが生産区域（生産者）のパフォーマンスを採点する水準（一部のパフォーマンス指標では得点項目が細分化されている）。
PI	パフォーマンス指標を参照。
PPE（個人用保護装備）	保護服、ヘルメット、ゴーグル、その他、怪我や感染から身体を保護するための衣服または装備。
割増レート	通常のレートよりも高い賃金。国内の法律、規制および/または業界の標準に準拠していなければならない。
原則	審査ツリーの最上段。適切に管理された持続可能な生産区域（生産者）を定義する上での根拠。
生産区域（生産者）	海藻が生産される養殖場または最終区域（生産区域（生産者）の範囲は審査単位として明確に定義される）。
生産システム	生産区域（生産者）で採用されている生産方法または装置の種類。
p-SIA	参加型社会的影響評価を参照。
児童労働の善後措置	上記に定義された児童労働に従事した後、解雇された児童の安全、健康、教育、および発達を確保するために必要なすべての支援と行動。
リスクに基づく審査枠組み	規定の得点システムを使って認証単位を採点するには情報が不十分な場合に使用する「成果」業績評価指標を評価する審査枠組み。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
RBF	リスクに基づく審査枠組みを参照。
得点要素	業績評価指標の中に、関連する異なった要素（例：原則２で採点する異なった種）が一つ以上ある場合の構成要素。
海草	海洋の、完全な塩分環境で育つ開花植物（被子植物）。海藻ではない。
海藻	海藻という用語は「藻類」と同等として解釈すべきである。これには大型藻類（ケルプやロック・ウィード、ワカメ、コンブ、ノリなどのように顕微鏡がなくても容易に見ることができる多細胞藻類）および拡大解釈をして微細藻類（単細胞であることが多い微細な藻類）を含む。
種苗	種苗という用語は、無性生殖の栄養体（刈り取り）と育苗に使用できる胞子（または配偶子と接合子）の両方と解釈すべきである。 海藻生産区域（生産者）で使用される種苗には、天然と養殖とがある。
「構造と機能」に対する深刻または不可逆的な損害	「構造と機能」に対する深刻または不可逆的な損害とは、認証単位が、生息域または生態系がその構造と機能を維持するための能力を根源から変えてしまうことを意味する。 生息域については、これは生息域構造、生物多様性、潤沢さ、そして機能の減少によって、もし採取/養殖活動が完全に停止してからも 5 年から 20 年以内には、影響を受けていなかった場合の生息域構造、生物多様性、潤沢さ、そして機能の少なくとも 80%まで回復することができないことを意味する。 生態系については、その構造と機能の完全性を維持し、生態系の復元力と生産性が悪影響を受けないことを保証するために最も重要な特性の減少を意味する。これには、共同体の生物多様性の恒久的な変化および生態系サービスを提供する能力の恒久的な変化が含まれるがそれらに限らない。
しなければならない	必ず準拠しなければならない要求事項。
するべき	しかるべき理由がない限り、必ず準拠しなければならない要求事項。準拠しなかった場合にはその論理的根拠を記録しなければならない。
現場	特定の物理的位置
種	生物学において、種は生物分類における基本単位であり、分類学上の階級である。しかし、本規準においては同じ種株の異なる系統、品種やその他の定位の分類学上の階級について、移入や移植・移動に関する要求事項の適用においてそれらが同等に扱われることから、これらを区別はしない。
発芽体	発芽体とは、発芽種子由来の苗と同様、発芽した胞子によって生成された若い植物または真菌である。藻類、真菌類、地衣類、蘚苔類、および種子をもたない維管束植物において生じる。
規準	特定の文脈における最適な秩序を得ることを目的として、共通にかつ繰り返して使用するための規則、ガイドラインもしくは活動の特徴もしくは結果を示したコンセンサスによって確立され、認定機関によって承認

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
	された文書。
資源評価	基準点などのベンチマークに対する個体群の状態および傾向を推定するために行う情報の統合分析。
資源分布	採取が行われている地理的領域のテキスト記述。天然の海藻資源を採取する場合、独立した単位として管理されている、より小さな特定区域、海域、現場。
方策	1 つ以上の措置を含むまとまりのある手だてで、成果をあげるためにそれがどのように機能するかを理解した上で、特定の評価項目への影響を管理するために立案されていなければならない。方策は、漁業/養殖場の規模、集約度、文化的状況に応じたものでなければならず、許容できない影響が特定された場合に、漁業慣行を変更するメカニズムを含むべきである。
移植・移動	人間の媒介により、ある区域から生物を移動させ、別の区域に放つことである。移植・移動には、生物を自然または人工的環境からの移動がある。移植・移動は偶発的（例：密航者）または意図的に発生する。意図的な移植・移動は、個体数を減らすため、生息環境改善のため、政治的、商業的または娯楽的な理由、保全のためなど様々な動機によって行なわれる。
審査単位（UoA）	規準の要求事項への適合性審査の対象となる特定の生産区域（生産者）の範囲。
認証単位（UoC）	MSC/ASC 認証を取得することができる単位。
水中・水上の構造物	養殖場の構造物、もしくは養殖場や周辺の水中もしくは水上で使用される装備（例：筏、船舶、ブイ等）
労働者	作業や労働を行う非管理職の個人。
若年労働者	児童の規定年齢よりも上で、18 歳未満の労働者を指す。

1 天然採取および養殖の認証

1.1 本規準において、「海藻」という用語は「藻類」と同義であると考えなければならない。これには以下が含まれる：

a. 海水性および淡水性の藻類の両方。

b. 大型藻類および微細藻類の両方。

1.1.1 「採取」という用語は「天然資源の採取」と同義であると考えなければならない。

1.1.2 「生産区域（生産者）」という用語は、海藻が生産される養殖場または採取区域のいずれかと解釈しなければならない。

1.2 本規準および要求事項は、「規準設定に向けた ISEAL 行動規範（ISEAL、2014 年）」に定義された認証・ラベリングプログラム向けグローバル適正実施指針に対応するよう策定された。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

1.3 本規準は以下 5 つの基本原則により構成される：

原則 1：持続可能な天然資源

海藻類の採取および養殖は、天然海藻の生産能力およびその持続可能な活用を維持するかたちで実施されるものとする。

原則 2：環境への影響

採取と養殖の活動は、その活動が依拠する生態系（生息域と、関連して依存しており生態学的に関連した種を含む）の構造、生産性、機能、多様性を維持できるような方法で行われている。

原則 3：効果的な管理

採取と養殖の活動は、現地、国内、国際の各法令および基準を順守し、当該資源の利用が環境的に持続可能で、社会的責任を伴うことを求める制度的・運営的枠組みを取り入れた、効果的な管理システムの下で行われなければならない。

原則 4：社会的責任

採取と養殖の活動は社会的に責任のある方法で行われている。

原則 5：地域社会との関係と相互作用

採取と養殖の活動は、近隣への影響を最小限にし、地域社会の権利と文化を尊重し、便益をもたらすような方法で行われている。

2 適用範囲

2.1 採取または養殖活動は、対象種が海藻の場合のみ認証の対象となる。

2.2 本規準は、世界中のどの場所におけるどのような規模の事業にも適用され、天然資源の採取と養殖システムによる生産の両方を含む。

2.3 本規準は、海藻生産区域（生産者）のみに適用される。既存の ASC または MSC 規準の下で評価されているその他の生産区域（生産者）は海藻規準によっていかなる影響も受けない。

2.4 外来種（非在来種）の移入を含む採取または養殖活動は、以下を満たさない限り認証対象にならない：

2.4.1 海藻規準に対する認証申請日の、少なくとも 20 年前に移入されていること。または

2.4.2 外来種が水環境から完全に隔離された地上の施設で養殖されていること。

2.5 認証を望む組織は、少なくとも 12 ヵ月、もしくは 1 採取サイクルのうち、どちらか短い期間にわたって操業していなければならない。

2.6 認証を望む組織は、規準に定められた期間を包括する実績データの記録を有していなければならない。

2.7 変異原性、発がん性、催奇形性のある農薬や、海洋環境、もしくは養殖場、養殖された海藻に毒素が残存する、その他の化学薬品を使用する採取または養殖活動は認証の対象にならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

3 審査単位および認証単位

審査単位

3.1 審査単位（以後「UoA」）は、規準の順守が審査される特定の生産区域（生産者）の範囲を定義する。

3.2 UoA の定義には以下の項目が含まれる：

a. 対象種。採取または養殖される対象種。

b. 生産システム。海藻の採取システムまたは養殖システム。

c. 資源分布。（A、Bi、Ci に分類される）天然の海藻資源を採取する場合、独立した単位として管理されている、より小さな特定区域、海域、現場。

d. 受入海域。活動により影響を受ける可能性のある海域の正確な地理的画定。

e. クライアント。対象資源または対象種を採取・養殖する個人、事業者、団体。

f. 施設。養殖/採取活動に関わる水中・水上または地上施設。

認証単位（UoC）

3.3 認証単位（以後「UoC」）は、ASC-MSC 認証を取得することができる単位である。

3.4 3.2 で求められる情報に加え、UoC の定義には、認証によりカバーされるクライアントグループメンバーも含まれる。

規模および累積影響

3.5 活動が環境に与える潜在的影響を完全かつ適切に考慮される前提で、UoA と捉えることのできる事業規模の範囲は、個々の養殖場から周辺環境、複数の生産区域（生産者）、海域や地域全体まで様々である。

3.6 本認証プログラムにおける生産区域（生産者）の延長は、（その他の養殖を含む）当該活動が、特定の地域においてどのように発展していくかに依存する。

3.7 生産区域（生産者）が、UoA に含まれるために選択された対象種に与える影響は、原則 1 に基づき審査されなければならない。

3.7.1 生産区域（生産者）で使用される天然資源由来のあらゆる種苗資源は、原則 1 で審査されなければならない。

3.8 生産区域（生産者）が、生態系の構造、生産性、機能および多様性に与える影響は、生息地、依存種や生態学的関連種を含め、原則 2 で審査されなければならない。

3.8.1 原則 2（業績評価指標 2.1 - 2.4）の生息地、生態系および種に与える影響を審査する際、提示された UoA および、それ以前に認証された ASC-MSC 海藻の UoA が同じ生息域、生態系または種に影響を与える影響の両方からもたらされる全体の影響が検討されなければならない。

3.8.2 廃棄物および汚染の影響、原則 2（業績評価指標 2.5 - 2.6）の疾病や害虫管理を審査する際、同じ「受入海域」に影響を与える、提示された UoA および、それ以前に認証された ASC-MSC 海藻の UoA の影響が検討されなければならない。

3.8.3 エネルギー効率、移植・移動・移入した外来海藻種の管理を審査する際には（業績評価指標 2.7 - 2.9）、提示された UoA のみが検討されなければならない。

3.9 生産区域（生産者）が操業する組織的・運営的な枠組みは、原則 3 において検討されなければならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

3.10 UoA を成す個人、事業、事業体のための社会的・地域的要求事項は、原則 4 および 5 において検討されなければならない。

3.11 審査では、生産区域（生産者）に直接関係する（採取または養殖活動の）環境、社会および地域への影響のみを考慮しなければならない。

3.11.1 海藻の一次加工または二次加工によってもたらされる社会的・地域的な影響は、それらが採取または養殖活動に関わる当人によって行なわれている場合を除き、認証評価の一環と見なしてはならない。

4 グループおよびマルチサイト審査[1]

4.1 生産者団体がグループとして審査を受ける場合、審査機関はグループ認証要求事項に従うべきである。

4.2 クライアントが海藻種を養殖/採取する（同一所有者の）複数現場を有している場合、審査機関はマルチサイト認証要求事項に従うべきである。

5 トレーサビリティ

5.1 UoC は、適合性審査機関（CAB）が適用するトレーサビリティリスクおよび CoC 認証の開始決定を特定するために必要なすべての情報を提供しなければならない。

5.2 UoC は、UoC の海藻および海藻製品が以下に該当することを保証するに足りるシステムを有していなければならない：

a. UoC に含まれないあらゆる製品と分別されている。

b. UoA 由来であることが識別されている。

c. 最初の販売地点から、UoA の採取/養殖施設まで遡ることができる。

5.3 UoC が認証済もしくは審査中として製品を販売する前に、条項 5.2 のシステムが整っていなければならず、認証済もしくは審査中として販売されるどの製品の生産段階においても当該システムが実行されなければならない。

5.4 認証 UoC からの製品が海藻（藻類）認証および認定要求事項（今後「CAR」）の 17.15 項に従い ASC/MSC ラベルを付けることのできる資格取得日が定められなければならない。

5.5 資格取得日が認証発行日より前に設定される場合は以下を満たすこと：

a. 資格取得日より後に採取された審査中の製品はすべて、UoC および採取日まで完全にさかのぼることができなければならない。

b. 審査中の製品はすべて明確に特定され、認証済・未認証製品から区別されなくてはならない。

c. 認証取得者は、以下が達成されるまで、審査中の製品への ASC/MSC ラベルの表示、審査中の製品への ASC/MSC トレードマークの使用、審査中の製品を認証済として販売してはならない：

i. UoC が認証され、審査機関から登録証が発行される。

ii. ASC および/または MSC ラベルを使用する場合は、クライアントおよび ASC/MSC 間でライセンス契約が締結される。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

6 審査ツリー

審査ツリー構造

6.1 審査ツリー構造には、規準を構成する 5 つの原則それぞれに対する業績評価指標（PIs）および最低水準と目標水準によって示される得点項目が含まれる。

6.2 デフォルト審査ツリーに含まれる業績評価指標（PIs）の全リストは、表 1 に記されている。

6.3 各業績評価指標（PI）の適用性は、当該海藻生産カテゴリーおよび活動の特性に依存する。

表 1：業績評価指標リスト

原則	業績評価指標	
1	PI 1.1	資源状態
	PI 1.2	採取方策
	PI 1.3	天然資源への遺伝的影響
2	PI 2.1	生息域
	PI 2.2	生態系の構造と機能
	PI 2.3	ETP 種（絶滅危惧・保護種）
	PI 2.4	その他の種
	PI 2.5	廃棄物管理および汚染防止
	PI 2.6	有害生物および病気の管理
	PI 2.7	エネルギー効率
	PI 2.8	移植・移動
	PI 2.9	外来種の移入
3	PI 3.1	法的および/または慣習的枠組み
	PI 3.2	意思決定プロセス
	PI 3.3	遵守および施行
4	PI 4.1	児童労働
	PI 4.2	強制、債務もしくは賦役労働
	PI 4.3	差別
	PI 4.4	健康、安全および保険
	PI 4.5	公正かつ適正な賃金
	PI 4.6	結社の自由と団体交渉

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

原則	業績評価指標	
	PI 4.7	懲罰行為
	PI 4.8	労働時間
	PI 4.9	環境および社会教育研修
5	PI 5.1	地域社会への影響
	PI 5.2	対立の解決
	PI 5.3	先住民族の権利
	PI 5.4	生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向
	PI 5.5	重要な装備の識別および回収
	PI 5.6	騒音、光害、悪臭
	PI 5.7	放棄された生産区域（生産者）または水上・水中の構造の撤去

海藻生産カテゴリー ■

6.4 海藻生産区域（生産者）は、最終的な審査ツリーに含める PIs を決定するために、表 2 に示されている 5 つのカテゴリーのいずれか 1 つに分類されなければならない。

6.4.1 天然資源からの供給を必要としない（クローズドシステム）、もしくは必要だとしても、親株もしくは全体生産量と比較して天然資源からの供給が稀であるか限られており、天然資源にもたらす影響が無視できる程度という場合、当該システムはカテゴリーBii および Cii に含まれる。 ■

表 2：海藻生産カテゴリー

カテゴリー	生産場所および種類	天然資源との繋がり
A ■	天然資源の採取	天然資源の採取
Bi ■	海上養殖（地上での孵化後、海上で生育させる段階を経る必要がある生産区域（生産者）を含む）	天然資源から供給される種苗
Bii ■		天然資源の種苗の供給が不要、無視してよい程度である
Ci ■	完全に地上で養殖するシステム	天然資源から供給される種苗
Cii ■		天然資源の種苗の供給が不要、無視してよい程度である

6.5 審査ツリーに含まれる業績評価指標（PI）の最終セットは、表 3 に記されている UoA の生産区域（生産者）の特性によって定義されなければならない。。

6.5.1 別段の指示のない限り、各業績評価指標（PI）が採点されなければならない。

表 3：UoA 生産区域（生産者）の特性に基づく業績評価指標（PI）の適用性

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標（PI）	基準	はい/いいえ	対応
PI 1.1 資源状態 PI 1.2 採取方策	1. 当該活動は海藻の天然資源に依存しているか、もしくは天然資源から得られる種苗に依存しているか（カテゴリーA、Bi、または Ci）？	はい	これらの PI を採点する
		いいえ	これらの PI を採点しない
PI 1.3 天然資源への遺伝的影響	1. 移植・移動が発生している、もしくは当該活動が孵化養殖を必要としているか?	はい	次の基準を見る
		いいえ	この PI を採点しない
	2. 陸上のシステムか（カテゴリーC）？	はい	次の基準を見る
		いいえ	この PI を採点する
	3. 無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境から採取、海洋環境への影響があるか?	はい	この PI を採点する
		いいえ	この PI を採点しない
PI 2.1 生息域 PI 2.2 生態系の構造と機能	1. 陸上のシステムか（カテゴリーC）？	はい	次の基準を見る
		いいえ	これらの PI を採点する
	2. 無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境から採取、海洋環境への影響があるか?	はい	これらの PI を採点する
		いいえ	これらの PI を採点しない
PI 2.7 エネルギー効率	1. 極小規模な家族経営か?	はい	この PI を採点しない
		いいえ	この PI を採点する
PI 2.8 移植・移動	1. 移植・移動が発生しているか?	はい	次の基準を見る
		いいえ	この PI を採点しない
	2. 陸上のシステムか（カテゴリーC）？	はい	次の基準を見る
		いいえ	この PI を採点する
	3. 無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境から採取、海洋環境への影響があるか?	はい	この PI を採点する
		いいえ	この PI を採点しない
PI 2.9 外来種の移入	1. Is the UoA targeting an alien species?	はい	この PI を採点する
		いいえ	この PI を採点しない
PI 3.1	1. 生産は、強度、規模、発展のレベルが	はい	この PI を採点しない

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標（PI）	基準	はい/いいえ	対応
法的および/または慣習的枠組み	低く、国の法的枠組みはまだ必要とされないと考えられるものであるか?	いいえ	この PI を採点する I
PI 5.4 生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向 PI 5.5 重要な装備の識別および回収	1. 陸上のシステムか（カテゴリーC）?	はい	次の基準を見る
		No いいえ	Score these PIs これらの PI を採点する
	2. 当該活動は、自然海洋環境において重要な装備または構造を必要とするか?	はい	これらの PI を採点する
		いいえ	これらの PI を採点しない

採点および条件

6.6 UoA は最終審査ツリーで定められた PI に対して審査されなければならない。

6.7 各 PI は、審査・採点されなければならない審査ツリーの 1 部分を成す 1 つ以上の得点項目から成り立っている。

6.8 各得点項目は、次の得点水準（以後「水準」）の 1 つまたは両方について審査されなければならない：

a. 最低水準

b. 目標水準

6.9 UoA が目標水準は満たさないものの、個別の業績評価指標（PI）の最低水準を満たす場合、認証継続のために、1 つ以上の監査可能かつ検証可能な条件が設けられなければならない（詳細は認証および認定要求事項 17.12 項参照）。

6.10 UoA が最低水準を満たさない場合、1 つ以上の重大条件が設けられなければならない（詳細は認証および認定要求事項 17.13 項参照）。

6.11 UoA は、いずれかの PI が最低水準を満たさない場合、認証を授与されてはならない。

6.12 UoA は、表 4 に示されている原則ごとに許される数以上の条件がある場合、認証を授与されてはならない。

表 4：認証 UoA に許される条件の最大数

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

	生産区域（生産者）カテゴリー（表 2 の通り）				
原則	**A**	**Bi**	**Bii**	**Ci**	**Cii**
P1	1	1	0	1	0
P2	2	2	2	2	2
P3	1	1	1	1	1
P4	2	2	2	2	2
P5	2	2	2	1	1
合計	**8**	**8**	**7**	**7**	**6**

データ不足 UoA 向けのリスクに基づく方法の使用

6.13 表 5 の基準は、UoA が 1 つ以上の PI について、データ不足か否かを決定するために用いられなければならない。

6.14 UoA が PI 1.1 に関してデータ不足の場合、MSC のリスクに基づく審査枠組み（RBF）のアプローチを用いて同指標を採点しなければならない。

6.14.1 審査機関は、藻類に特化した代替の生産性影響度分析（PSA）を提案しなければならない。

6.14.2 提案は、認証および認定要求事項 4.7 項に定められている手順に従い、ASC-MSC に対する変更申請として提出されなければならない。

6.15 UoA が、表 5 に記載されている P2 の 1 つ以上の PI に関してデータ不足の場合、MSC 漁業認証要求事項第 2.0 版の付属文書 PF の MSC RBF を用いて同指標を採点しなければならない。

6.15.1 P2 におけるすべての既知の得点要素に表 5 の基準が適用されなければならない。

6.15.2 PI にデータ不足の得点要素とデータ不足ではない得点要素の両方が含まれる場合：

a. データ不足の得点要素のみを審査するために RBF が用いられなければならない。

b. データ不足でない得点要素は、審査において発表される審査ツリーの水準を用いて採点されなければならない。

表 5：リスクに基づく審査枠組み（RBF）の使用基準

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		基準	はい/いいえ	対応
PI 1.1	資源状態	分析資源評価もしくは実証的アプローチを使用したもののいずれかに由来する資源状態基準点を利用できる。	はい	この PI の採点にはデフォルト水準を使用する。
			いいえ	この PI の採点には MSC RBF を使用する。
PI 2.1	生息域	遭遇する生息域情報を利用でき、遭遇する生息域における生産区域（生産者）の影響に関する情報が利用できる。	はい	この PI の採点にはデフォルト水準を使用する。
			いいえ	この PI の採点には MSC RBF を使用する。
PI 2.2	生態系の構造と機能	生態系に対する生産区域（生産者）の影響に関する情報を利用できる。	はい	この PI の採点にはデフォルト水準を使用する。
			いいえ	この PI の採点には MSC RBF を使用する。
PI 2.3	絶滅危惧・保護種	ETP 種に対する生産区域（生産者）の影響が分析的に決定されている。	はい	この PI の採点にはデフォルト水準を使用する。
			いいえ	この PI の採点には MSC RBF を使用する。
PI 2.4	その他の種	分析資源評価もしくは実証的アプローチを使用したもののいずれかに由来する資源状態基準点を利用できる。	はい	この PI の採点にはデフォルト水準を使用する。
			いいえ	この PI の採点には MSC RBF を使用する。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

7 原則 1：持続可能な天然海藻資源

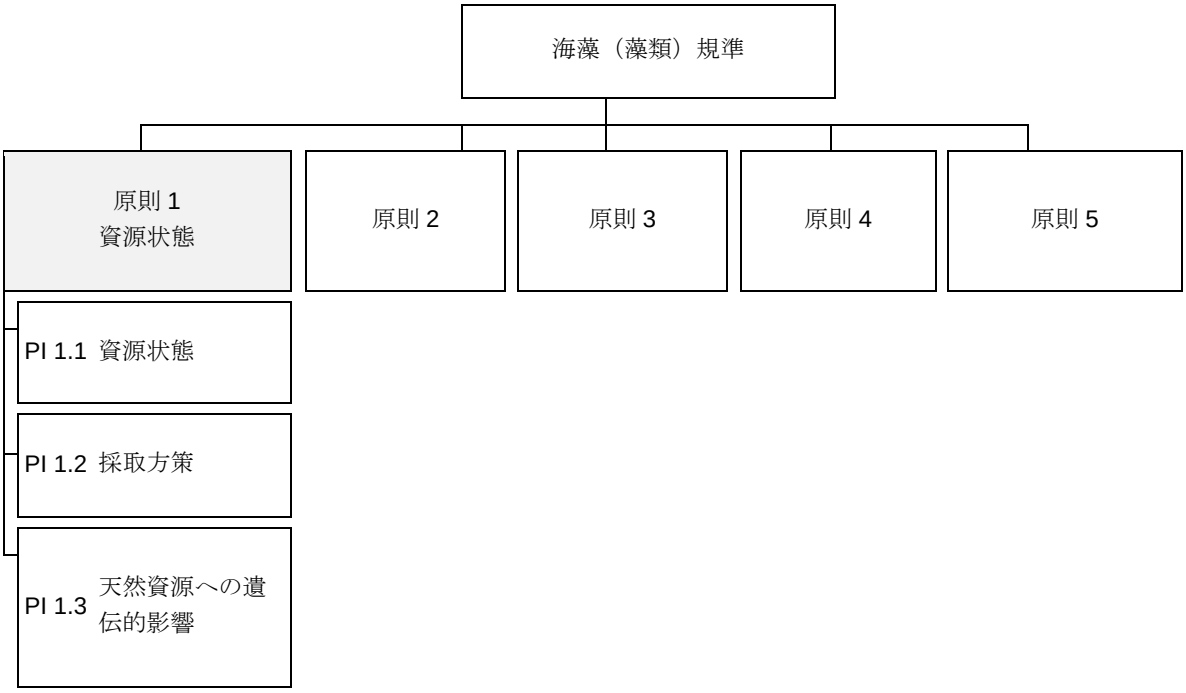

図 1：原則 1 審査ツリー構造

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

原則 1 の全般的要求事項

7.1 原則 1 では、UoA に含むべく選ばれた海藻資源および海域が採点されなければならない。

資源状態（PI 1.1）

表 6：PI 1.1 資源状態

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
1.1	資源状態	a. 不可逆的な影響と比較した資源状態	入手可能な情報によると、資源状態は、採取による不可逆的な影響を受けるレベル、もしくは非常にゆっくりとしか可逆できないレベルよりも上にあることが示唆される。	天然資源は最大持続生産量（MSY）（もしくは代替値）にある、あるいはそれに近い辺りを変動している または 入手可能な情報によると、採取による天然資源への影響はわずかで、自然的可変性との違いを検知できる可能性が低く、たとえ検知できたとしても資源動態に影響のない極微なレベルである。

7.2 一定期間における変動について判断する際には、種の生物学的特性や UoA および管理システムの規模ならびに集約度といった関連要因について考慮した上で期間を定めなければならない。

7.3 資源状態と MSY レベルとを比較する情報がない場合には、代替値および管理基準点を基に PI 1.1 の採点をしてもよい。

7.4 代替値および管理基準点を使用して PI 1.1 を採点した際には、MSY の代替値としてそれらを使用した根拠を提示しなければならない。

採取方策（PI 1.2）

表 7：PI 1.2 採取方策

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
1.2	採取方策	a. 採取方策の立案	妥当な論拠から判断して、採取方策により、資源状態目標(PI 1.1)に反映された資源管理目的の達成が期待される。	採取方策は資源状態に敏感であり、採取方策の各要素は、資源状態目標(PI 1.1)に反映された目的が総合的に果されるよう立案されている。
		b. 採取方策評価		採取方策の全面検証は行わ

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
				れてはいないものの、目的を果しているという証拠がある。

7.5 採取方策の採点、評価は、生産区域（生産者）の採取方策の立案、ならびにその効果的な実施に関連する入手可能で検証可能な情報に基づいて行われなければならない。

7.5.1 採取方策に関連している可能性のある情報は以下を含む：

a. 資源構造

b. 資源の生産性

c. 資源量

d. 船団構造/個人採集者および/または採取団体

e. UoA による採取量

f. その他のデータ

7.6 得点項目（b）を採点する際の「検証」という文言は、何らかの構造化された論理的な議論および分析を基に方策が立案されている、と解釈しなければならない。

7.7 得点項目（b）を採点する際に、UoA における現時点での漁獲率を基にした採取量が入手可能な場合には、それも「証拠」として検討しなければならない。

7.8 長期にわたる MSY を維持することができる採取率についての情報が入手できない場合には、代替値および基準点を使って採取方策の効果を評価しても構わない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

天然資源への遺伝的影響（PI 1.3） ■

表 8： PI 1.3 天然資源への遺伝的影響

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
1.3	天然資源の遺伝的特徴への影響	a. 遺伝的影響	採取もしくは養殖により、天然資源の遺伝的特徴に被害が与えられる可能性は**低い。**	採取もしくは養殖により、天然資源の遺伝的特徴に被害が与えられる可能性が**かなり低い。**
		b. 遺伝的影響の管理	天然資源の遺伝的特徴を、遺伝への影響と同等のレベルに維持させることになる**措置**が講じられている。	天然資源の遺伝的特徴を、遺伝への影響と同等のレベルに維持させることになる**部分的な方策**が講じられている。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

8　原則２：環境への影響

図 2：原則 2 環境への影響

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

原則 2 の全般的要求事項 ■

8.1 原則 2 は以下に及ぼす UoA の影響を含む：

a. 原則 1 で採点されなかったあらゆる種。

b. 生息域の構造および機能。

c. 生態系の構造および機能。

8.2 各 P2 種については「絶滅危惧・保護種（ETP 種）」もしくは「その他の種」のいずれかの PI に対してのみ検討しなければならない。

8.3 絶滅危惧・保護種（ETP 種）は、PI 2.3 に対して審査をしなければならない。

8.3.1 その他の種はすべて PI 2.4 に対して審査をしなければならない。

8.4 ETP 種は、以下の通り定義されなければならない：

a. 国内の ETP 法で認められている種

b. 以下の拘束力のある国際協定のリストに載っている種

i. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）の付属文書 1。ただし、審査中の UoA の影響を受けている種が絶滅の危機に瀕していないことが実証できる場合はこの限りではない。

ii. 移動性野生動物種の保全に関する条約（CMS）において合意された以下を含む拘束力ある協定：

A. アホウドリ類とウミツバメ類の保全に関する協定（ACAP）の付属文書 1

B. アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定（AEWA）の表 1 列 A

C. バルト海および北海の小型鯨類の保全に関する協定（ASCOBANS）

D. 黒海、地中海および大西洋の接続水域の鯨類の保全に関する協定（ACCOBAMS）付属文書 1

E. ワッデン海のアザラシの保全に関する協定

F. 当協定の下で調印され、対象の ETP 種が含まれる拘束力を持つ協定。

c. IUCN レッドリストにおいて危急（VU）、絶滅危惧（EN）、絶滅寸前（CE）に分類される両生類、は虫類、鳥類もしくはほ乳類。

8.5 UoA が生息域、生態系、ETP 種やその他の種に対して影響を及ぼしていない場合、関連する PI（PI 2.1、PI 2.2、PI 2.3 もしくは PI 2.4）については目標水準を満たしているとみなさなければならない。

原則 2 用語

8.6 P2 で使用される主な語句については表 9 の通りに解釈しなければならない。

表 9：原則 2 表現

用語	定義
生物的限界基準	これらは、ある種の状態を評価する際のベンチマークであり、時間経過と共に種が存続する可能性が高いことを示すために使われる。 多くの魚種の場合、これは、加入が損なわれる可能性のある限界（PRI）に

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

用語	定義
	相当する。他の種についても同様の意図を有するべきであるが、最小存続可能個体数（MVP）、生物学的潜在間引き数（PBR）または個体群の持続可能性を決定するのに有意な他の指標を用いることもできる。 ベンチマークについては、必ずしも審査対象の水域の情報に基づく必要はないが、生態系の特徴と UoA に関連する生物学的情報を基にしたものでなければならない。
妨げない	評価されている種の状態が改善される見込みがある場合、UoA の影響はそれを妨げないほどの低いレベルである。 資源状態が実際に改善しているという証拠は必要ない。
講じられている	措置もしくは方策が「講じられている」場合、措置もしくは方策は実施されている。また、UoA の影響に対処するために複数の措置が認められる場合には、すべての措置について明確な実施スケジュールと終了時点を記したプロセスがある。
確信となる客観的根拠	P2 管理 PI（管理方策評価項目）の目標水準で使用されている「確信となる客観的根拠」は、部分的管理方策が効果をあげる可能性を評価するために必要な情報のレベルを指す。 • これら PI の最低水準を満たすためには専門的知識に基づく妥当な論拠を要する。 • 目標水準を満たすには、専門知識に加え、UoA の水域で収集された情報と特定の評価項目および/もしくは UoA に関する情報が必要である。

8.7 要求される確率の定義は表 10 に準じなければならない。

表 10 各水準で求められる確率

業績評価指標	最低水準	目標水準
PI 2.1 および 2.2（生息域、生態系）	可能性が低い	可能性がかなり低い
PI 2.3 および 2.4（ETP およびその他の種）	可能性が高い	可能性がかなり高い
PI 2.8（移植・移動）	可能性が低い	可能性がかなり低い

8.8 UoA を最低水準および目標水準に対して採点する際に、定性的分析および/もしくは専門家の判断が用いられる場合、期待される確率レベル（可能性はかなり低い、可能性が低い、可能性が高い、可能性がかなり高い）との同等性を示す根拠を提示しなければならない。

8.9 水準を満たしているかどうかの確率解釈について定性的判断をするために、幅広い専門的視点や代替仮説を用いてもよい。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

生息域（PI 2.1）

表 11：PI 2.1 生息域

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.1	生息域	a. 海藻の生息域の状態	UoA が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える**可能性は低い**。	UoA が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える**可能性はかなり低い。**
		b. 頻繁に遭遇するその他の生息域の状態	UoA が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える**可能性は低い。**	UoA が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える**可能性はかなり低い。**
		c. 脆弱な海洋生態系(VME)	UoA が、VME 生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える**可能性は低い。**	UoA が、VME 生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は**かなり低い**。

8.10 PI 2.1 を評価するための情報が不足している場合、MSC の RBF（CSA）を適応しなければならない。

8.10.1 PI 2.1 を評価するのに十分な情報がある場合にも RBF（CSA）を使用してもよいが、必須ではない。

8.11 底生生息域を評価する際には、以下の生息域環境特性に基づく生息域分類を識別しなければならない：

a. 基盤 - 堆積物の種類

b. 地形学 - 海底地形

c. 生物相 - 特徴的な植物および/もしくは動物群

8.12 「頻繁に遭遇する生息域」とは、UoA を統括する管理機関の管轄水域内の生息域における採取努力または養殖の空間的（地理的）重複を考慮した上で、UoA が使用する用具と定期的に接触する生息域として解釈しなければならない。

8.13 「VME」（脆弱な海洋生態系）は、以下の特徴を 1 つ以上有する生息域として解釈しなければならない：

a. 独自性もしくは希少性 - 独自性のある水域もしくは生態系、もしくは類似の水域や生態系によって損失を補うことができない希少な種を有している水域もしくは生態系。

b. 機能的意義 - 漁業資源の生存、機能、産卵/繁殖、もしくは回復のため、生活史の特定段階（例：孵化/育成）において不可欠な水域もしくは生息域；もしくは ETP 種にとって不可欠な水域もしくは生息域。

c. 脆弱性 - 人為的活動による劣化の影響を非常に受けやすい生態系。

d. 回復を難しくする評価対象種の生活史の特性 – 生長が遅く、成熟が遅く、加入レベルが低いもしくは予測が難しい、もしくは/および長寿の個体群もしくは複数種の集団によって特徴付けられる生態系。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

e. 複雑な構造 – かなりまとまった生物的および非生物的特徴によって生み出された複雑な物理的構造によって特徴付けられる生態系。

8.14 ケルプ優位またはロック・ウィード優位の生息域（得点項目(a)において P1 種として既に採点されている場合を除く）、マングローブ、海草場および生物を育む生物礁は、VME 生息域として採点しなければならない。

8.14.1 例えば、マングローブまたはサンゴ礁を建設資材の供給源として使用するように、これらを海藻生産活動の供給源として使用する場合もこれらは採点されるべきである。

8.15 「深刻あるいは不可逆的な被害」とは、採取/養殖を完全に中止したとしても、5～20 年以内に生息域の構造および機能が少なくとも 80%までに回復できないほどの生息域の構造および機能の低下、と解釈しなければならない。

8.15.1 VME の場合の「深刻あるいは不可逆的被害」は、生息域の構造および機能が、影響を受けていないレベルの 80%以下までに低下した場合と解釈しなければならない。

8.16 生息域の状態および採取/養殖の影響を評価する際には、UoA の活動水域だけでなく、そこを管轄とする地域、地方、国内、もしくは国際漁業管理機関の全管理水域（以後「管理水域」）を考慮しなければならない。

8.16.1 生息域の範囲が「管理水域」内にある場合は、「管理水域」内の生息域の範囲に考慮しなければならない。

8.16.2 生息域の範囲が「管理水域」と重なる場合、「管理水域」内外の生息域の範囲に考慮しなければならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

生態系の構造と機能（PI 2.2）

表 12： PI 2.2 生態系

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.2	生態系の構造と機能	a. 生態系の状態	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える**可能性は低い**。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える**可能性はかなり低い**。

8.17 本 PI における「深刻もしくは不可逆的な被害」は、生態系の構造および機能の整合性を維持し、生態系の復元力および生産性に悪影響を及ばさないために確保しなければならない重要な特徴の減少と解釈しなければならない。これには、生態系群集の生物多様性の永続的変化、および生態系サービスを提供する生態系の能力の低下が含まれるが、これに限定されるものではない。

ETP 種（絶滅危惧・保護種）（PI 2.3）

表 13： PI 2.3ETP 種（絶滅危惧・保護種）

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.3	ETP 種	a. 個体群/資源への UoA の影響は、適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある。	国内および/もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、UoA の影響について把握されており、そうした規制の範囲内にある**可能性が高い**。	国内および/もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、UoA の影響について把握されており、**そうした規制**の範囲内にある**可能性がかなり高い**。
		b. 直接的な影響	UoA による既知の直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることにならない**可能性が高い**。	UoA による直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることにならない可**能性がかなり高い**。
		c. 間接的な影響		UoA の間接的な影響についても考慮されており、容認出来ない影響を与えない可能性がかなり高いと考えられる。
		d. 管理方策を講じている。	ETP 種への UoA 関連の影響を最小限に抑えるための**措置**が講じられており、ETP 種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している**可能性がかなり高い**ことが期待されている。	ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への影響を最小限に抑えるための**方策**が講じられており、ETP 種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している**可能性がかなり高い**こと

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
			または ETP 種の保護および回復に関する国内および国際的な要求事項がない場合には、UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にすると期待される**措置**が講じられている。	が期待されている。 または ETP 種の保護および回復に関する国内および国際的な要求事項がない場合には、UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にすると期待される**方策**が講じられている。
		e. 管理方策の評価	**措置**は妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA および/もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/方策が効果を上げる確実性が高い、という**客観的根拠**がある。
		f. 管理方策の実施		措置/方策が効果的に実施されて成功している証拠がいくらかある。
		g. ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の見直し	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが行われている。	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。

8.18 得点項目（a）の、「国内および/もしくは国際的な要求事項により、規制が設けられている場合」とは、条項 8.4 および下位項目の定義どおり、国内法もしくは拘束力のある国際協定によって保護および回復のために設けられている規制と解釈されなければならない。。

8.18.1 該当する国内法または拘束力のある国際協定がない場合、得点項目（a）は採点してはならない。

8.19 採点は、UoA がこれらの要求事項を満たす可能性および、許容できない影響を及ぼす可能性を反映するものでなければならない。

8.19.1 UoA の影響は「国内もしくは国際的な規制の範囲内にある」とする要求事項は以下のように解釈しなければならない：

a. UoA が要求事項を満たしている可能性が高いとされる最低水準においては、保護と回復への要求事項に適合しているという証拠がある程度ある。

b. ASC と MSC 双方の UoA が要求事項に適合している可能性がかなり高いとする目標水準においては、保護と回復への要求事項が達成されているということが直接実証できる。

8.20 得点項目(a)および（b）を採点する際には、ETP 種の死亡率を最小限に抑える措置の実施により、ETP 種の漁獲または死亡率に変化があるかどうかを検討しなければならない（得点項目（g））。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

8.21　ETP 種の管理方策（得点項目(d)から(g)）を採点する際には、死亡率を最小限に抑える必要性を考慮しなければならない。

8.21.1　直接死に至る要因をすべて検討しなければならない。これには直接死や死に至る傷害も含まれるが、これに限定されるものではない。

8.22　不要な採取があった場合、得点項目(g)が審査されなければならない。

8.22.1　この場合、要求事項 8.31 から 8.33 が得点項目(g)にも該当するとして、適用されなければならない。

その他の種（PI 2.4）

表 14：PI 2.4 その他の種

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.4	その他の種	a. 主要な種の資源状態	その他の主要な種の状態は、生物学的限界よりも高いレベルにある**可能性が高い**。 または その他の主要な種の状態が生物学的限界に満たない場合、UoA がその回復と再生を確実に妨げないようにする**措置**が講じられている。	主要な種の状態は、生物学的限界よりも高いレベルにある**可能性がかなり高い**。 または その他の主要な種の状態が生物学的限界に満たない場合、**回復の証拠**がある、もしくは当該種を主要種とする UoA および他のすべての海藻認証を有する UoA の間に、集合的に回復と再生を妨げないようにするために確実に**効果のある方策**が講じられている。
		b. 管理方策が講じられている	主要種の資源状態が生物的限界より高いレベルである可能性がかなり高く、そのレベルを維持、もしくはそのレベルまでの回復を妨げないことが期待できる、もしくは確実に妨げないための**措置**が、必要に応じて、UoA で講じられている。	主要種の資源状態が生物的限界より高いレベルである可能性がかなり高く、そのレベルを維持、もしくはそのレベルまでの回復を妨げないことが期待できる、もしくは確実に妨げないための**部分的方策**が、必要に応じて、UoA で講じられている。
		c. 管理方策の評価	措置は一般的な経験や理論、類似の UoA や種との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる**可能性が高い**と考えられる。	UoA および/もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/部分的方策が効果を上げる確実性が高い、という**客観的根拠がある程度ある**。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
		d. 管理方策の実施		措置/部分的方策が効果的に実施されて成功している**証拠がいくらかある**。
		e. 代替措置の検討	UoA 起因の、不要な主要種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が行われている。	UoA 起因の、不要な主要種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、**定期的**に行われ、当該**措置が適切に実施されている**。

8.23 以下の条件を満たしている種については、「主要種」として考慮しなければならない：

a. 当該魚種の漁獲量が UoA による全魚種の総漁獲重量の 5%以上を占める。または、

b. 当該種は「復元力が低い」部類に入り、漁獲量は UoA による全魚種の総漁獲重量の 2%以上を占める。

8.24 以下の基準の一つまたは両方を考慮し、「復元力が低い」種として部類されるべきかどうかを判断しなければならない：

a. 当該種の生産性からして、本質的に復元力が低い種であることが示されている。または

b. 本来の復元力が高い場合であっても、当該種の生活史への人為的または自然変化により、復元力が低下していることが既存の知見によって示されている。

8.25 生きたまま放している（リリースしている）個体ついては、「主要種」を定義する漁獲量に含めてはならない。

8.25.1 漁獲後死亡率が非常に低いことを示す有力な科学的証拠が提示されなければならない。

8.26 当該種の漁獲量が 8.23 で定義された 5%もしくは 2%の重量閾値に達していなくとも、UoA の総漁獲量が非常に大きい場合には、当該種に占める漁獲率が低くても資源/個体群に大きな影響を及ぼすと考えられるため、これを主要種として分類しなければならない。

8.27 「主要種」以外の種については、この段階で本 PI の採点対象から外さなければならない。

8.28 当該種が、加入が妨げられる可能性のあるレベルよりも低い状態にある場合、得点基準の目標水準に達するためには、「回復の証拠」もしくは当該種を主要種とする全ての UoA の間に、集合的に回復と再生を妨げないようにするための「確実に効果のある方策」が認められなければならず、以下のいずれかまたはその組み合わせをその根拠としなければならない：

a. 資源状態の時系列的推定値からの直接的証拠。

b. 資源全体の状態を示す指標もしくは代替値を時系列的に捉えた間接的証拠。

c. 当該資源の採取死亡率が F_{MSY} よりも低いことを示す指標、代替値、もしくは漁獲率の絶対推定値。

d. 資源全体の漁獲量に占めるすべての ASC-MSC 海藻 UoA による総漁獲量の割合が、回復を妨げるものではない、という直接的証拠。

8.29 「不要な採取」とは、採取者/養殖者が採取するつもりはなかったものの、避けることができず、要らなかった、もしくは利用しなかった採取の部分として解釈しなければならない。

8.30 不要な採取がある場合には、得点項目(e)の採点をしなければならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

8.31 得点項目(e)を採点する際の「代替措置」とは、当該種またはその類の偶発的死亡率を達成可能な最低水準まで削減することが示されている代替漁具もしくは/および慣行として解釈しなければならない。

8.32 得点項目(e)における「定期的な見直し」は、少なくとも 5 年に一回行うと解釈しなければならない。

8.33 得点項目(e)において、見直された措置の実施が「適切」であるの意味は、潜在的な代替措置を見直したところ、以下が認められた、と解釈しなければならない ：

a. 不要な漁獲を最小限に抑えるのに、現在の漁具や慣行よりも効果がある、と判断される。

b. 対象種の漁獲、および船舶ならびに乗組員の安全への影響に関して、既存の措置に相当すると判断される。 ・

c. 他の種や生息域に悪影響を及ぼさないと判断される。

d. 実施するために法外な費用がかからない。

廃棄物管理および汚染防止（PI 2.5）■

表 15：PI 2.5 廃棄物管理および汚染防止

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.5	廃棄物管理および汚染防止	a. 廃棄物の削減	UoA から生じた廃棄物の削減を促す**措置がある程度**講じられている。	UoA から生じた廃棄物の削減が期待できる**方策**が講じられている。
		b. 化学および炭化水素系廃棄物	UoA から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減を促す**措置がある程度**講じられている。	UoA から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減が期待できる**方策**が講じられている。
		c. 化学薬品および炭化水素系物質の流出	UoA で使用されている化学薬品および炭化水素系物質の流出防止**措置がある程度**講じられている。	UoA で使用されている化学薬品や炭素系水素系物質の**流失防止および対処計画**が講じられている。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

有害生物および病気の管理（PI 2.6）

表 16：PI 2.6 有害生物および病気の管理

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.6	有害生物および病気の管理	a. 有害生物および病気の拡散	有害生物および病気の拡散防止が期待できる**部分的方策**が講じられている。	有害生物および病気の拡散防止が期待できる**方策**が講じられている。

エネルギー効率（PI 2.7）

表 17：PI 2.7 エネルギー効率

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.7	エネルギー効率	a. エネルギー使用のモニタリング	生産区域（生産者）で使用されるエネルギーに関する情報がいくらかある。	生産のために利用されるエネルギーのモニタリングが行われ、エネルギー効率の向上を図るための継続的な努力が行われている証拠がある。
		b. 機材の保守・整備記録	船舶や発動機等の機材に関する保守・整備記録がある。	船舶や発動機等の機材に関する最新の保守・整備記録を提示することができる。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

移植・移動（PI 2.8）

表 18：PI 2.8 移植・移動

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.8	移植・移動	a. 移植・移動の影響	種の移植・移動により、病気や有害生物, 病原体、非在来種が周辺の生態系に移入される**可能性は低い**。	種の移植・移動により、病気や有害生物, 病原体、非在来種が周辺の生態系に移入される**可能性はかなり低い**。
		b. 移植・移動管理方策の評価	種の移植・移動から、周辺の生態系を保護することが期されている**部分的方策**が、得点項目 a（目標水準）で定められた影響レベルにあわせて講じられている。	種の移植・移動から、周辺の生態系を保護することが期されている**方策**が、得点項目 a（目標水準）で定められた影響レベルにあわせて講じられている。

外来種の移入（PI 2.9）

表 19：PI 2.9 外来種の移入

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
2.9	外来種の移入	a. 外来種の管理	外来種の存在によって起こる生態系への影響の進行を防止するための**部分的方策**がある。	外来種の存在によって起こる生態系への影響の進行を防止するための**方策**がある。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

9 原則 3：効果的な管理

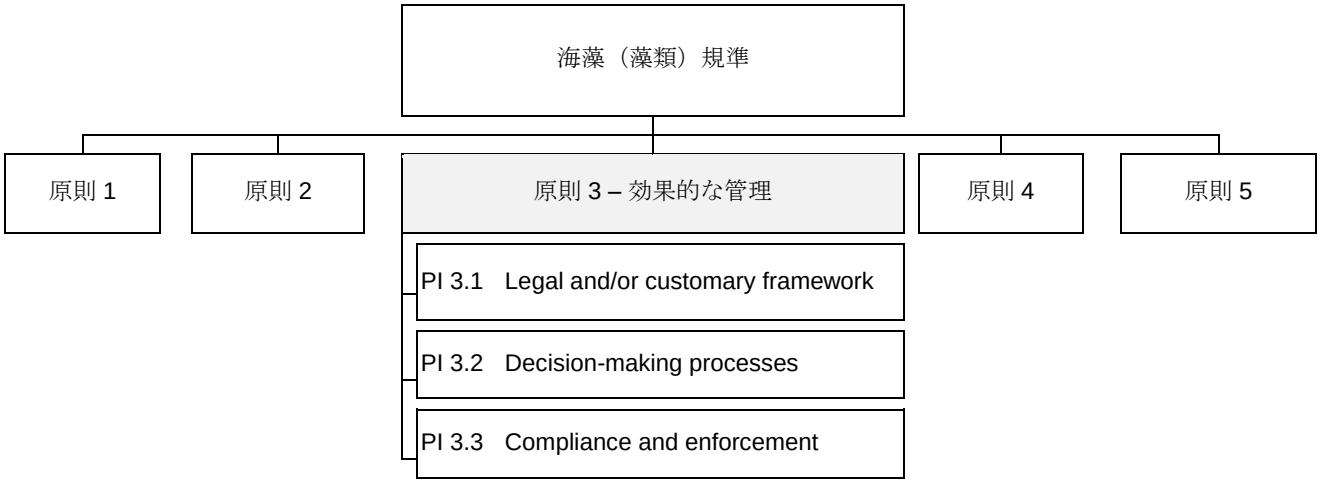

図 3：原則 3 効果的な管理

原則 3 の全般的要求事項■

9.1 公式、非公式および/もしくは伝統的管理慣行を含む UoA の管理システムに対し、以下のどの管轄カテゴリーもしくは管轄カテゴリーの組み合わせが適用されるかについては、原則 3 に対する UoA のパフォーマンス評価を行う際に決定し、明示しなければならない。

a. 単一管轄

b. 固有の構成要素による単一管轄

c. 共有資源

9.2 管理システムの妥当性を判断する際に、UoA の規模と集約度を考慮しなければならない。

原則 3 用語

9.3 本項において「明確な」という用語は、正式に成文化された、もしくは文書化された管理措置およびメカニズム、並びに十分に確立され、効果のある非公式の管理措置およびメカニズムと解釈しなければならない。

9.4 暗黙から明確までの連続体における管理業績を採点するにあたっては、以下の要因について考慮しなければならない：

a. UoA の中で公式、非公式にかかわらず、どの程度の管理措置が講じられているか。

b. そうした措置が UoA 内で働く人々によってどの程度理解され、適用されているかどうか。

c. そうした措置の耐久性と明白さの程度。

法的および/または慣習的枠組み（PI 3.1） ■

表 20：PL 3.1 法的および/または慣習的枠組み

業績評価指標	得点項目	最低水準	目標水準

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
3.1	法的および/もしくは慣習的枠組み	a. 法や規範と効果的な管理の適合性	本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて**他者との連携の枠組み**がある。	本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて他者と組織立った**有効な連携**が行われている。
		b. 権利の尊重	食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利を**おおよそ尊重する**法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。	**食糧供給を**採取または養殖**に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利を守る法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。**

9.5 PI および P2 に則った持続可能性、および P4 および P5 に則った責任ある操業を確保するために必要な適切で効果的な法的枠組みおよび/もしくは慣習的枠組みが UoA において存在しているかどうかに焦点を当て採点しなければならない。

9.6 得点項目（a）の最低水準における「法や規範と効果的な管理の適合性」は以下のように解釈しなければならない：

9.6.1 国際協力による管理対象の資源を対象にしていない UoA の場合は以下のように解釈しなければならない：

a. UoA の管理に関与するすべての当局および関係者の行動を支配する国内法、協定および政策が存在する。

b. これらの国内法、協定および/もしくは政策が、UoA の中身、大きさ、規模もしくは集約度に応じた、国内団体間（例：国および地方公共団体間、連邦政府と州政府間、先住民とその他のグループ間）協力の枠組みを提供していること。

9.6.2 国際協力による管理対象の資源を対象にしている UoA の場合は以下のように解釈しなければならない：

a. UoA の管理に関与する当局および関係者の行動を支配する国内法および国際法、取り決め、協定および政策が存在し、

b. 他の地域、亜区もしくは地方の海藻採取/養殖管理機関との協力の枠組みがある、もしくは、

c. UNCLOS 第 63 条（2）, 118 項、119 項および UNFSA 第 8 条と第 10 条に則った持続可能な管理に必要な協力を創出するその他の二国間/多国間の取り決めの存在。

9.7 得点項目（a）の目標水準における「法や規範との一貫性」は以下のように解釈しなければならない：

9.7.1 国際協力による管理対象資源を対象としていない UoA の場合は以下のように解釈しなければならない：

a. UoA の管理に関与するすべての当局および関係者の行動を支配する国内法、協定および政策が存在する。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

b. これらの法、協定および/もしくは政策は、国家管理上の問題について、国内団体（例：国および地方公共団体間、連邦政府と州政府間、先住民とその他のグループ）間の組織的協力をも提供する。

9.7.2 国際協力による管理対象資源を対象にしている UoA の場合は以下のように解釈しなければならない：

a. UoA の管理に関与するすべての当局および関係者の行動を支配する国内法、協定および政策が存在する。

b. 効果的な地域および/もしくは国際的協力により、UNCLOS 条項 63(2)および 118 を遵守する包括的な協力が創出される。

c. その協力は、少なくとも、科学的データの共有と普及、資源状態の科学的評価と管理助言の開発、この持続可能な管理助言と一致した管理行動に対する合意および提供、モニタリングおよび統制を可能にする。

9.8 得点項目（b）を採点する際の「協定」には、国際条約もしくは国または国家間の条約を含んではならず、この文脈においては原住民族もしくは先住民族に特化した国内協定および該当する場合は原住民族もしくは先住民族の主権国家のものに限定しなければならない。

9.9 得点項目（b）の最低水準における「おおよそ尊重」は、食糧供給を漁業/養殖に依存し、あるいは採取/養殖で生計を立てている人々の法的権利、もしくは慣習によって確立されたメカニズム、およびその長期的利益が、採取/養殖を管理する法的枠組みおよび/もしくは慣習的枠組みの中で考慮されていることを意味すると解釈しなければならない。

9.10 得点項目（b）の目標水準における「守る」は以下のように解釈しなければならない：

a. 食糧供給を採取/養殖に依存し、あるいは採取/養殖で生計を立てている人々の法的権利、もしくは慣習によって確立されたメカニズムに考慮しなければならないということを明確に示した条例もしくは規制など、より正式な取り決めがある。

b. これらの人々の長期的利益は、生産区域（生産者）を管理する法的および/もしくは慣習的枠組みの中で考慮されている。

意思決定プロセス（PI 3.2）

表 21：PI 3.2 意思決定プロセス

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
3.2	意思決定プロセス	a. 目標	本規準の原則の成果達成に合致した意志決定の指針となる目標が、生産区域（生産者）の管理方針の中に**暗黙に組み込まれている**。	本規準の原則の成果達成に合致した**短期および長期**目標が、生産区域（生産者）の管理方針の中に**明確に打ち出されている**。
		b. 意思決定プロセス	生産区域（生産者）の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスが**いくらかある**。	生産区域（生産者）の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスが**確立されている**。
		c. 意思決定プロセスの対応性	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された**深刻な**問題に対し、透明性のある、タイムリー	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された**あらゆる**問題に対し、透明性のある、タイム

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
			に順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についてもある程度考慮されている。	リーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。
		d. 予防的アプローチの適用		意思決定プロセスでは、利用可能な最善の情報に基づいた予防的アプローチがとられている。
		e. 管理システムおよび意思決定プロセスにおける説明責任と透明性	生産区域（生産者）の業績および管理活動に関する**ある程度の**情報は、要請があればステークホルダーに提供される。	要請があれば、生産区域（生産者）の業績および管理活動に関する情報がステークホルダーに提供され、**調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どのようなことが行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。**
		f. 論争に対するアプローチ	管理当局もしくは生産区域（生産者）は、継続して提訴の対象になっていたとしても、持続可能な生産区域（生産者）のための法律や規定に繰り返し背くといった法を軽視、あるいは無視する姿勢をとっていない。	管理当局もしくは生産区域（生産者）は、提訴に対する判決に対し、タイムリーに従う姿勢を示している。

9.11 十分な科学的情報がないことを理由に、保護管理措置を延期もしくは怠ってはならない。

9.12 得点項目(d)における「予防的アプローチ」とは、情報が不確かであり、信頼性が低く、もしくは不十分な場合においては意思決定プロセスにおいて慎重を期すということを意味すると解釈しなければならない。

9.13 得点項目(e)「管理システムおよび意思決定プロセスにおける説明責任と透明性」に関する生産区域（生産者）の業績と管理活動を評価する際には、管理システム内において透明性と説明責任がどの程度組み込まれているかを検討しなければならない。その際、以下についても考慮しなければならない：

a. 生産区域（生産者）の業績とデータの情報公開

b. 採取/養殖場資源の持続可能性に影響を及ぼす管理活動に関して、ステークホルダーが情報を入手可能かどうか。

c. すべてのステークホルダーに対し、入手可能な証拠と適正手続きに基づいて決定が下されたことを明らかにする、意思決定プロセスの透明性。

9.13.1 最低水準においては、補助金、割当、遵守、採取/養殖場の管理決定に関する情報の概要をステークホルダーの要請に応じて提供するべきである。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

9.13.2 目標水準では、最低水準で提供される情報に加え、決定に関する情報、決定を支える生産区域（生産者）データ、および決定理由を、ステークホルダーの要請に応じて提供するべきである。

9.14 生産区域（生産者）が、何も法的な異議申し立てを受けていない場合、得点項目(f)は、目標水準を達しているとして採点されなければならない。

遵守および施行（PI 3.3）

表 22： PI 3.3 遵守および施行

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
3.3	遵守および施行	a. MCS（モニタリング、統制、監視）の実施	生産区域（生産者）をモニタリング、統制および監視する**メカニズム**が存在し、効果を上げているという期待が相応に持てる。	生産区域（生産者）に対するモニタリング、統制およびび監視**システム**（MCS）が実施されており、適切な管理措置、方策および/もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。
		b. 制裁措置	不適合行為に対する制裁措置が設けられており、適用されている**何らかの証拠**がある。	不適合に対する制裁措置が設けられており、**一貫して適用されており**、不適合を防ぐのに有効であることが実証されている。
		c. 遵守	生産区域（生産者）は、審査対象の管理システムを遵守しており、必要に応じて効果的な管理にとって必要なデータを提供していると**一般的に判断される**。	生産区域（生産者）が、審査対象の管理システムを遵守しているという**証拠がいくらかあり**、必要に応じて生産区域（生産者）の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。
		d. 計画的な非遵守		計画的な非遵守を示す証拠がない。

9.15 得点項目(a)では、モニタリング、統制および監視メカニズム(MCS)の必要性を考える際にUoA の規模と集約度について考慮しなければならない。

9.16 得点項目(c)では、資源および生産区域（生産者）の効果的な管理にとって重要な採取、投棄その他の情報の収集について、生産区域（生産者）が必要に応じて管理当局と協力しているかどうかを考慮しなければならない。

9.17 この PI では、可能な限り、関連する遵守および施行機関、または個人および/もしくはステークホルダーから独立した、信頼性の高い情報を基に判断を下さなければならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

10 原則 4：社会的責任 ■

図 4：原則 4 社会的責任

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

児童労働（PI 4.1）

表 23：PI 4.1 児童労働

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.1	児童労働	a. 児童労働	児童労働あるいは若年労働者の酷使は起きていない。	児童労働あるいは若年労働者酷使のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。

10.1 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を確保しなければならない：

a. 全労働者について、生年月日を記載した公の身分証明証のコピーの保持。

b. 15 歳、あるいはそれより上の、法律で定められた年齢に満たない労働者がいないこと。

c. 体の大きさに不相応な力仕事、夜間の仕事、有毒な化学物質にさらす等の危険な作業を 18 歳未満の者に従事させない

10.2 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を保有していなければならない：

a. 以下の内容を含む文書化された方針または宣言文書：

i. 児童労働に組織として反対しており、15 歳未満の者を雇用しない旨。

ii. 児童労働もしくは若年労働者の虐待が審査中に発見された場合に組織として取る行動

iii. 児童労働のリスクがどのように最小限に抑えられるか（例：若年労働者の労働時間と条件、および児童による軽作業をモニタリングするシステム、労働者の年齢確認方法）。

b. 方針とその実施を監視するシステムが講じられている。

10.3 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.3.1 この場合、10.1a および 10.2 で言及されている文書は必要ないが、海藻生産区域（生産者）で作業を手伝っている児童が、自主的に行っており、国内法で定められている義務教育を受けられない状態でないこと、また安全に作業を行っていることを会話によって確認しなければならない。

強制、債務もしくは賦役労働（PI 4.2）

表 24：PI 4.2 強制、債務もしくは賦役労働

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.2	強制、債務、もしくは賦役労働	a. 強制、債務、もしくは賦役労働の発生とリスク	強制、債務、もしくは賦役労働は発生していない。	強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。

10.4 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を確保しなければならない：

a. 契約書は労働者に理解できる言語で明瞭に書かれており（契約書が必要な場合）、労働者は契約内容を理解している。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

b. 労働者は、例えば労働請負人または研修クレジットプログラムを通じて直接または間接的にお金を渡して仕事を得ていない。

c. 雇用主は、いずれの労働者からも身分証明書類の原本を取りあげたりしない。

d. 労働者は自由に退職し、被雇用最終日までの支払いを完全に受け取ることができる。

e. 雇用主は、労働者が退職できないようにするために給与、手当、資産もしくは書類の一部を差し押さえたりしない。

f. 労働者は勤務時間外には自由に職場を離れ、勤務時間外の過ごし方を自分で管理することができる

10.5 人身売買は強制労働と見なされなければならない。

10.6 目標水準においては、生産区域（生産者）は以下のことを確保していなければならない：

a. 強制、債務もしくは賦役労働に反対する明確な方針が整えられている。

b. 労働者はその方針のコピーを手渡されており、それをよく理解している。

10.7 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.7.1 この場合、10.4 および 10.6 で言及されている文書は必要ない。

差別（PI 4.3）

表 25：PI 4.3 差別

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.3	差別	a. 差別の発生およびリスク	労働者の差別が確実に行われないようにするための方針が整っている。	差別のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。

10.8 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 労働者の雇用、昇進および研修機会に関する記録を保持する。

b. 雇用のどの時点においても、出身国、宗教、障害、性別、性的指向、組合への加入、所属政党や年齢による差別をしたり、差別を支持したりしない。

c. 最低 6 ヶ月間は記録を入手可能な状態に保持する。

d. 従業員の教義もしくは慣習を行使する権利、および人種、カースト、出身国、宗教、障害、性別、性的嗜好、組合への加入や所属政党に関するニーズを満たすことに干渉しない。

e. 苦情（差別に関する苦情を含む）申し立て記録を保持し、差別の証拠がないことを検証する。

10.9 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 雇用の全段階をカバーする差別禁止方針が整っており、効果的な方法で差別に対する苦情提起、訴訟、そして対応への手続きが明記されている。

b. 管理側および労働者側が方針と手順を明確に理解し、差別禁止方針のコピーを受け取っており、またその内容を理解していることを確認できる手続きが確保されている

10.10 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

10.10.1　この場合、10.8 および 10.9 で言及されている文書は必要ない。

健康、安全および保険（PI 4.4）■

表 26：PI 4.4 健康、安全および保険

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.4	健康、安全および保険	a. 労働者のための安全で健康な労働および生活環境	労働者には安全で健康的な労働環境、および宿泊施設が提供されている場合には、そのような生活環境が提供されている。	
		b. 健康と安全に関する記録および是正措置	健康および安全にかかわる事故と違反行為は記録され、必要があれば是正措置がとられている。従業員の健康や安全を脅かす差し迫った重大な危険は確認されなかった。	**労働者の健康と安全への危険性が把握されている。分析によって、事故の根本原因を調べ、その対応、改善を行い、類似の事故を予防する対策が取られている。軽度のものを含めたあらゆる事故が記録されている。記録は完全で正確である。**
		c. 労働衛生と安全の評価および従業員研修	労働者に対し、労働衛生と安全に関する効果的な研修が、各自の役割、責任および活動に応じて行われている証拠がある。	正式な研修が定期的に実施されている。リスク評価は文書化および/あるいは認証されている。安全衛生管理委員会や応急手当および/あるいは消防保安といった安全衛生リスク評価担当の従業員が任命されている。妊婦等の職場または労働環境の変更を伴う特別リスクについては十分に考慮されている。
		d. 従業員の事故もしくは傷害に対する事業者の責任、および保険	業務関連の医療費を従業員が自費で支払ったことはない。	**季節労働者をも含む従業員が業務に関連した事故もしくは傷害に合った場合の医療費は事業者の責任であり、他の方法で補償されない限り、保険が適用されているという証拠がある。**

10.11　得点項目(a)の最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 労働環境での危険とリスクを最小限に抑える。

b. 宿泊施設が提供されている場合は、労働者の基本的ニーズを満たした清潔で安全なものでなければならない。

c. 差し迫った重大な危険が職場にはなく、重大な危険があった場合、労働者には許可なしに移動する権利があることを保証する。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

d. 労働者に安全な飲み水を提供する。

e. 適切な PPE（個人用保護装備）を保持し、使用する。

10.12 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.12.1 この場合、得点項目(b)で言及されている記録および文書は必要ない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

公正かつ適正な賃金（PI 4.5）■

表 27：PI 4.5 公正かつ適正な賃金

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.5	公正かつ適正な賃金	a. 公正かつ適正な賃金	事業者は少なくとも法定最低賃金を支払っている。懲戒処分による減給は禁じられており、支払いは労働者にとって都合の良い方法で行われている。	事業者は生活賃金を支払っており、労働のみの契約関係はない。

10.13 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を確実にしなければならない。

a. 生産区域（生産者）は操業する区域での最低賃金を示す法的文書を所有している。

b. 生産区域（生産者）は、労働者との契約書、賃金記録、労働時間、および労働者が署名した給与明細票のコピーを保持している。

c. 従業員に対し、少なくとも最低賃金が支払われている。

d. 賃金と手当は労働者にとって便利な方法で支払われている。

10.14 目標水準では、生産区域（生産者）は：

a. 生活賃金について認識しており、一般的に認められている賃金を適用する、もしくは独自に生活賃金を算定しなければならない。

b. 労働限定契約、連続する短期契約および/または虚偽の見習い制度または労働および社会保障に関する法律や条例の義務を回避するようなその他の制度が実施されていないことを保証する。

10.15 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.15.1 この場合、10.13a、b で言及されている文書は必要ない。

10.15.2 10.13c、d および 10.14 を含む賃金に関する要求事項は、実際の家族については満たされなくてもよいが、もし家族以外の労働者を雇う場合は、満たされなくてはならない。

結社の自由と団体交渉（PI 4.6）■

表 28：PI 4.6 結社の自由と団体交渉

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.6	結社の自由と団体交渉	a. 結社の自由と団体交渉	生産区域（生産者）は、労働者の結社や団体交渉への参加を制限していない。	労働者の結社や団体交渉への参加を制限するリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。

10.16 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を確実に満たしていなければならない。

a. 連署された契約書は、自由に結社する権利を明確に制限しない。

b. 生産区域（生産者）は結社もしくは団体交渉へのアクセスを制限しない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

c. 合法的な労働組合および/もしくは市民社会団体が存在する場合、それらはすべての労働者に直接アクセス/通知することができ、経営側と合意した時間に、職場のメンバーにアクセスすることができる。

10.17 目標水準では、生産区域（生産者）は、労働者が労働組合および/もしくは労働者協会にアクセスすることを禁止してはならず、労働者は、雇用主または雇用主によって設立、もしくは支援されている競合組織からのいかなる干渉も受けない。

10.17.1 組合および/もしくは労働者協会が存在しない、または違法である場合、生産区域（生産者）は、労働者によって自由に選出された代表からなる組織と集団的対話を行うよう努力しているという証拠を実証しなければならない。

10.18 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.18.1 この場合、10.16 で言及されている記録および文書は必要ない。

懲罰行為（PI 4.7）■

表 29：PI 4.7 懲罰行為

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.7	懲罰行為	a. 懲罰行為	虐待的懲罰行為を確実に阻止するための方針が整っている。虐待の容認は起きていない。	潜在的虐待的懲罰行為のリスクは最小限に抑えられている。 虐待に関する苦情の提起、提訴、対応を効果的に行うための手続きが明確に打ち出されている。管理職と労働者はこれらの方針および手続きをはっきりと理解している。監督責任者は容認できる懲罰措置に関する研修を受けている。

10.19 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 生産区域（生産者）の懲罰行為は公正であり、虐待（身体虐待、言葉による虐待、精神的虐待を含む）の事例がないことを実証しなければならない。

b. ハラスメントおよび虐待的懲罰行為を確実に阻止するための方針が整っている。

c. 労働契約に付属のハラスメントおよび虐待的懲罰行為を阻止する方針のコピーを保持し、労働者に方針を完全に説明する。

10.20 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を満たさなければならない：

a. ハラスメントの事例に対して取った措置の記録を保持する。

b. 再発防止を念頭においた適切な対応をする。

10.21 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.21.1 この場合、10.19 および 10.20 で言及されている記録および文書は必要ない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

労働時間（PI 4.8）

表 30：PI 4.8 労働時間

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.8	労働時間	a. 労働時間	組織は最低でも、法定労働時間および時間外労働を順守している。時間外労働はすべて自発的でなければならない。	組織は業界標準を順守している。時間外労働は慣習化されていない。6 日間の連続勤務のあとは少なくとも 1 日の休みを労働者に提供しなければならない。

10.22 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. タイムシートもしくは労働者が署名した出勤簿を保持する。

b. 生産区域（生産者）が操業する地域での法定労働時間および時間外労働に関する法的要件を示す文書を入手し、労働者との面談もしくは/およびその他の証拠により、生産区域（生産者）が労働時間に関する法律を遵守していることを確認する。

c. 時間外労働の残業は例外的な状況でのみ発生し、自発的であり、割増賃金が確実に支払われていること。

10.23 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を確保しなければならない：

a. 労働時間は国際的に認められている業界標準の通り、週 12 時間の時間外労働までを含む週 48 時間労働を超えない。

b. 海上においては、明確な作業サイクルを通して平均して働けるようにするべきである。

c. 海上での労働時間は明確に定められており、労働者はそれに従う。

10.24 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.24.1 この場合、10.22 で言及されている記録および文書は必要ない。

環境および社会教育研修（PI 4.9）

表 31：PI 4.9 環境および社会教育研修

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
4.9	環境および社会教育研修	a. 環境に対する意識および研修	生産区域（生産者）の労働者に対し、本規準に含まれている廃棄物処理、および化学薬品と炭化水素系物質の流出防止並びに管理、苦情処理手順といった環境および社会に関する情報が提供されている。	生産区域（生産者）の労働者は環境に対する意識があり、廃棄物を適切に処理し、化学薬品と炭化水素系物質の流出防止および管理や苦情処理を行うに十分な研修を受けている証拠がある。

10.25 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

a. 労働者に対し、本規準に関連した環境および社会に関する研修/教育を提供する。

b. 研修コースおよび参加者の記録を証拠として保持する。

c. 環境行動規範および/もしくは管理計画、労働慣行および社会的影響に関する一連の法規を遵守する。

10.26 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない。

a. 労働者の継続教育を確保するための方針が整っている。

b. 教育イニシアチブへの参加を促すインセンティブを労働者に提供する。

c. 環境および社会問題についての労働者の理解が適正水準であることを実証する。

10.27 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

10.27.1 この場合、10.25 で言及されている記録および文書は必要ない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

11 原則 5：地域社会との関係と相互作用 ■

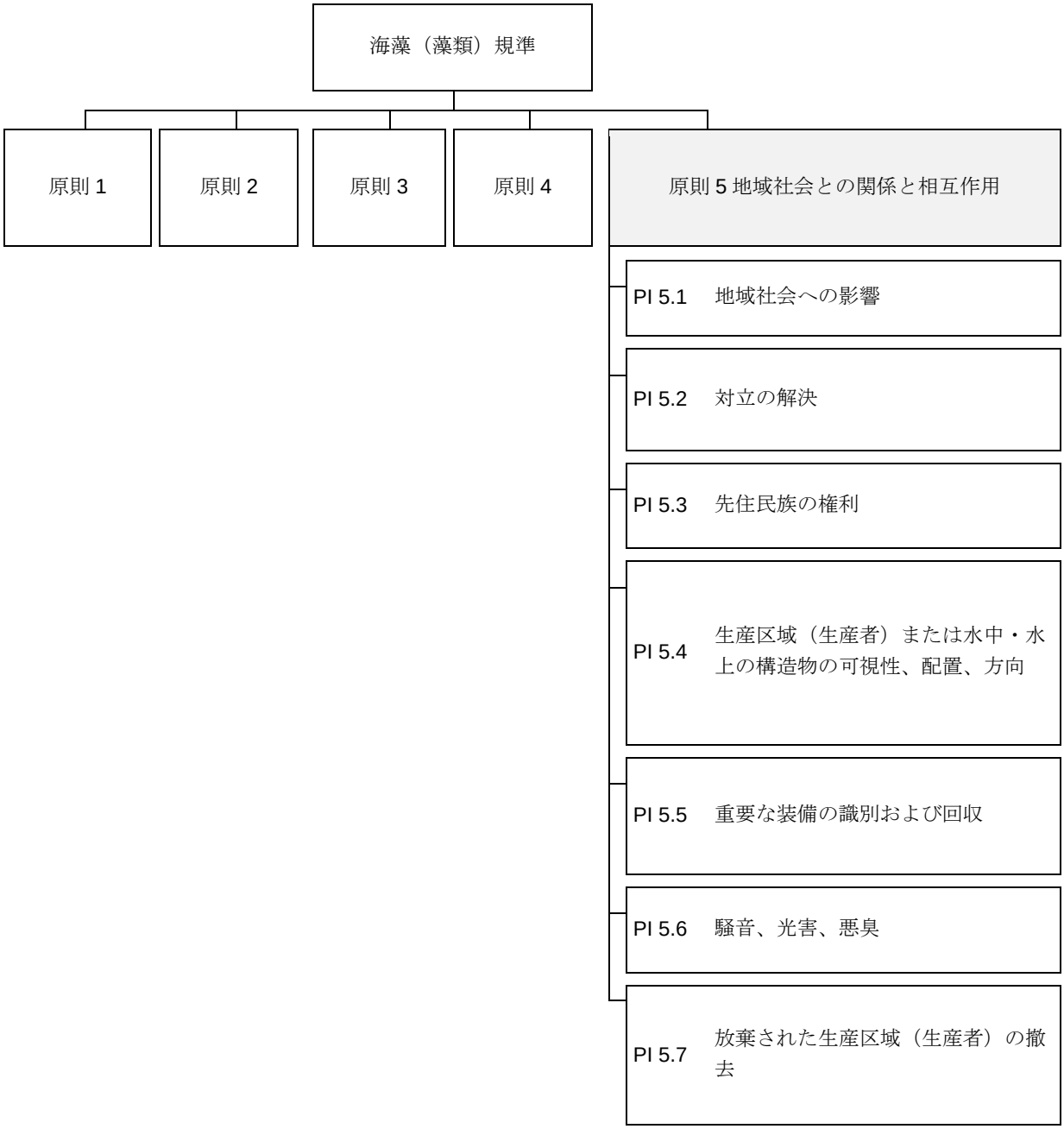

図 5：原則 5 地域社会との関係と相互作用

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

原則 5 の全般的要求事項

11.1 生産区域（生産者）が地域社会およびステークホルダーに良い影響を与えている場合、関連する PI には最高得点が付けられなければならない。

11.2 生産区域（生産者）は、協同組合、協会またはその他の小規模生産者からなるグループとして見なしてもよい。

地域社会への影響（PI 5.1）■

表 32：PI 5.1 地域社会への影響

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.1	地域社会への影響	a. 地域社会への影響	生産区域（生産者）による地域社会への影響が評価されている。評価の結果に必要と判断された場合は別途参加型社会的影響評価（p-SIA）の実施が求められる。	生産区域（生産者）による地域社会への影響評価の結果を受けた勧告が実施され、生産区域（生産者）が地域社会に社会的な便益をもたらしていることが示されている。

11.3 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を確保していなければならない：

a. 影響評価の範囲が以下に及んでいること：

i. ステークホルダーとのコミュニケーションの手順と透明性。

ii. 包括的な評価により、すべてのステークホルダーグループの意見が考慮され、評価の結果と成果の通知が行われ、評価プロセスおよび収集された情報が一般に公開されていること。

iii. 社会的影響評価のプロセスは参加型であり、透明性があること。

iv. 既存または予定されている生産区域（生産者）のリスクと実際の影響の他、少なくとも二つの選択肢が含まれており、その内の一つが「生産区域（生産者）がない、もしくは生産区域（生産者）の拡張を行わない」というシナリオであること。

v. 最も重要性が高いと思われる起こりうる影響に関する研究と報告書が含まれていること。

vi. 変化の結果。

vii. 予定されている生産区域（生産者）または生産区域（生産者）開発による問題を回避するための勧告。

viii. 悪影響の緩和とモニタリング計画。

b. 地元地域社会および組織の代表により、生産区域（生産者）による地域社会への影響が確認されていること。

c. 影響に関する評価を実施する個人の資格およびこれまでの協議参加実績が入手可能である。

d. 協議は有意義であり、議題への貢献が求められている地元地域社会の代表者も参加している。

e. 生産区域（生産者）は年に少なくとも 2 回、地元地域社会との協議を積極的に図っている。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

f. 影響に関する評価結果と勧告については、地域社会およびステークホルダーに意見を求め、報告を行う。

g. 地域社会にとって必須である資源へのアクセスを制限することは、地域社会の承認なしに行ってはならない。

11.4 極小規模な家族経営者の場合、影響評価は地元当局または地域のリーダーによる独立した公平な評価に基づく文書化された勧告によって置き換えてもよい。このような評価には当人以外の資源利用者/地域社会、生産区域（生産者）が彼ら/彼女らに与える影響および合意された影響緩和措置が含まれる。

11.5 目標水準では、生産区域（生産者）は以下を確実にしなければならない：

a. 生産区域（生産者）が評価の勧告を理解し、実施する。

b. 地域社会に与える悪影響を防ぎ、緩和するための相当な注意が払われている証拠がある。

c. 生産区域（生産者）が食料の確保、収入、男女の平等、教育および/または健康管理などの面で地域社会に対してよい社会的な影響を示している。

d. 地域社会（男性および女性）または資源の利用を希望する人々が生産区域（生産者）の管理に関与している。

対立の解決（PI 5.2）■

表 33：PI 5.2 対立の解決

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.2	対立の解決	a. 論争の解決	法的な論争を解決するメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象である。	法的な論争を解決するための透明なメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、それは殆どの問題に有効であると考えられ、UoA の状況に適している。
		b. 役割および責任	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任がおおよそ理解されている。	その責任と相互作用の主要な分野に関する機能や役割、責任が明確にされており、はっきりと理解されている。
		c. 協議プロセス	管理システム内に、主な当事者から地元の情報および知識など、関連のある情報を入手し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。	管理システム内に、地元の情報および知識を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について公開しており、検討する用意がある。
		d. 参加	協議プロセスでは、関心があり、影響を受ける当事者全員に参加の機会が与えら	

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
			れている。	

11.6 得点項目（a）の最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 苦情を含むステークホルダーとのやりとりの記録を保持し、そのような苦情を適切に解決することを保証する。

b. 地域社会が効果的で公正な、そして機密の苦情処理手続きにアクセスできる証拠を示す。

11.7 得点項目（a）の目標水準では、生産区域（生産者）の対立解決システムは、関連の国内法がある場合にはこれに準拠していなければならない。

11.8 得点項目（b）の最低水準では、生産区域（生産者）は、対立解決の管理責任担当組織/個人を明確に特定し、それぞれの役割と責任を明確にしなければならない。

11.9 得点項目（c）の最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. ステークホルダー、地域社会のメンバーおよび団体からの苦情を発表、処理および解決するメカニズムを提供する対立解決方針が定められ、遵守されている。

b. 当該方針が実施されていることを地域社会の証言により実証し、苦情申し立てのための手順に対する共通理解があることを実証する。

c. 当該方針のコピーを受け取った全員の記録を保持する。

11.10 得点項目（d）の最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 影響を受ける主な当事者からの関連情報を得るための協議プロセスを含む管理システムが設けられている。

b. 関心のある、また影響を被る当事者全員が参加することのできる協議を実施する。

11.11 得点項目（c）の目標水準では、生産区域（生産者）は透明性のある方法で定期的に協議を実施し、少なくとも年に 2 回の協議によって対立を特定および解決しなければならない。またこれは議事録を含む文書記録によって証明されなければならない。

11.12 生産区域（生産者）は、地域社会からの苦情を 12 ヶ月以内に解決しなければならない。苦情は、交渉過程にある両当事者が議題から下ろすことに合意した時点で解決したと見なす（両同時者が外部調停者および/または法による評決を受け入れた場合、結論がでていなくても対立は解決したと見なす）。

11.13 極小規模な家族経営者の場合、本指標は当人との話し合いおよび活動の観察によって採点してもよい。

11.13.1 この場合、11.6a、11.9c および 11.11 で言及されている記録および文書は必要ない。

先住民族の権利（PI 5.3）■

表 34：PI 5.3 先住民族の権利

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.3	先住民族の権利	a. 先住民族の権利	先住民族の権利は、生産区域（生産者）によって尊重	

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
			されており（操業区域に該当する場合）、そのニーズに対応するための努力がなされている。	

11.14 最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たしていなければならない：

a. 先住民族との協議に関する地方および/もしくは国内の法律および規則を理解している。

b. 先住民族と協議をしており、そのプロセスが地方および/もしくは国内の法律および規則に準じていることを示す証拠書類（例：議事録、要約書など）を保持する。

c. クライアントが地域社会への働きかけを行ったという証拠種類を検証する。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向（PI 5.4）■

表 35：PI 5.4 生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.4	生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向	a. 航海規則および規定の順守	生産区域（生産者）は、慣習や法律で定められているとおり、他の資源利用者にもアクセスを認めている。	生産区域（生産者）は他の水域ユーザーへのアクセスを積極的に促進している。
		b. 生産区域（生産者）現場の配置	生産区域（生産者）の可視構造は、慣習や法律で定められている方向と位置に配置されている。	生産区域（生産者）の可視構造は、法律で定められている場合を除き、一様な方向と位置に配置されている。

11.15 得点項目(a)の最低水準では、生産区域（生産者）は航海規則を遵守し、他の資源利用者へのアクセスを認めていなければならない。

11.16 得点項目(b)の目標水準では、生産区域（生産者）は生産区域（生産者）の可視構造が、一様な方向と位置に配置され、航海の妨げになるようなことが確実にないようにしなければならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

重要な装備の識別および回収（PI 5.5）

表 36：PI 5.5 重要な装備の識別および回収

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.5	重要な装備の識別および回収	a. 重要な装備の識別	重要な装備はすべて生産区域（生産者）のものとして識別可能であるという証拠がある。	
		b. 装備回収	装備回収が生産区域（生産者）によって行われている証拠がある。	生産区域（生産者）は装備回収のために適切な機器および/または機構を保持している。
		c. 浮きの使用	浮きの使用は生産区域（生産者）によって記録されている。浮きは外れることのないように確実に固定されている。	

11.17 得点項目(a)の最低水準では、生産区域（生産者）は以下を確保できていなければならない：

a. 主要装備には、生産区域（生産者）の所有であることを示すラベルが明確に表示され、識別が可能である。

b. 生産区域（生産者）の用具の所有がすべて明らかである。

11.18 得点項目(b)の最低水準では、生産区域（生産者）は以下を満たさなければならない：

a. 用具の紛失に対応するために行った海岸線の清掃記録の保持。

b. 審査前の少なくとも 12 ヶ月分の記録がある。

c. 現地の状況から考えた用具紛失の可能性に正確に対応できる清掃頻度の実証。

騒音、光害、悪臭（PI 5.6）

表 37：PI 5.6 騒音、光害、悪臭

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.6	騒音、光害、悪臭	a. 騒音、光害、悪臭	騒音、光害および悪臭を地域の慣習に則して最小限に抑える措置がある程度講じられている。	他者に影響を及ぼす恐れのある地域、もしくは法による規定のある地域においては、生産区域（生産者）からの騒音、光害および悪臭が最小限に抑えられているという証拠がある。

11.19 最低水準では、生産区域（生産者）は生産区域（生産者）に由来する騒音、光害および悪臭のすべての発生源、およびそれらを軽減するための行動と措置を記載したリストを作成しなければならない。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

11.20　目標水準では生産区域（生産者）は以下を確保していなければならない：

a. 生産区域（生産者）由来の騒音、光害、悪臭を最小限に抑えることに成功している。

b. 悪臭発生源の資材に適した保管区域、容器が有り、維持を行っている。

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017

放棄された生産区域（生産者）または水上・水中の構造の撤去（PI 5.7）■

表 38：PI 5.7 放棄された生産区域（生産者）または水上・水中の構造の撤去

業績評価指標		得点項目	最低水準	目標水準
5.7	放棄された生産区域（生産者）	a. 放棄された生産区域（生産者）	使われなくなった生産区域（生産者）を撤去するメカニズムがある。	

基準の文末

© Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council 2017